

再発防止対策の実施状況について

当社は、土用ダム問題など発電設備における一連の不適切な事案に対する「再発防止対策」について、現時点の実施状況を取りまとめましたのでお知らせします。

【再発防止対策の実施状況総括表】（7月末現在）

再発防止対策60項目は、ほぼ計画どおりに進捗しています。

区 分	全社共通	設備別			合 計
		水力設備	火力設備	原子力設備	
未着手	0	0	0	0	0
検討中	7	9	5	3	24
既に実施中 ()内は完了分再掲	11 (3)	8	12	5	36 (3)
合 計	18	17	17	8	60

【主な施策の実施状況】

○全社共通施策

項 目	概 要(実施日)
コンプライアンス経営 推進宣言(完了)	・コンプライアンス経営推進誓約式を実施(6/29)
経営機構の改革	・経営の透明性・客観性の確保，経営の効率性向上，内部統制機能の強化の視点からの経営機構改革(6/28)
企業倫理委員会の機能 強化	・社外委員の増員(1→3名)，議事内容の見直し等を実施(8/8開催)
経営層等を対象とした 研修の充実	・経営層，グループ企業トップ等を対象に講義形式の研修実施(6/29) ・経営層を対象とした討議形式の研修実施(7/23)
内部通報制度の充実 (完了)	・社内窓口に加え，社外企業倫理相談窓口を設置(7/1)
保安規程の変更(完了)	・国の変更命令に基づく変更を届出(7/31)

○設備別施策

<原子力>

項 目	概 要(実施日)
保安規定の変更	・国の変更命令に基づく変更を申請(7/31)
安全文化醸成施策の実施	・経営層が発電所を訪問し、社員と直接対話・意見交換(5/23社長, 6/6本部長)
効果的なマネジメントレビュー※の実施	・品質管理についての社長への報告回数を年1回から3回に増やし、直接報告するよう変更して実施(6/8)

※ 社長に品質保証活動に関して定期的に報告し、改善につなげていく活動

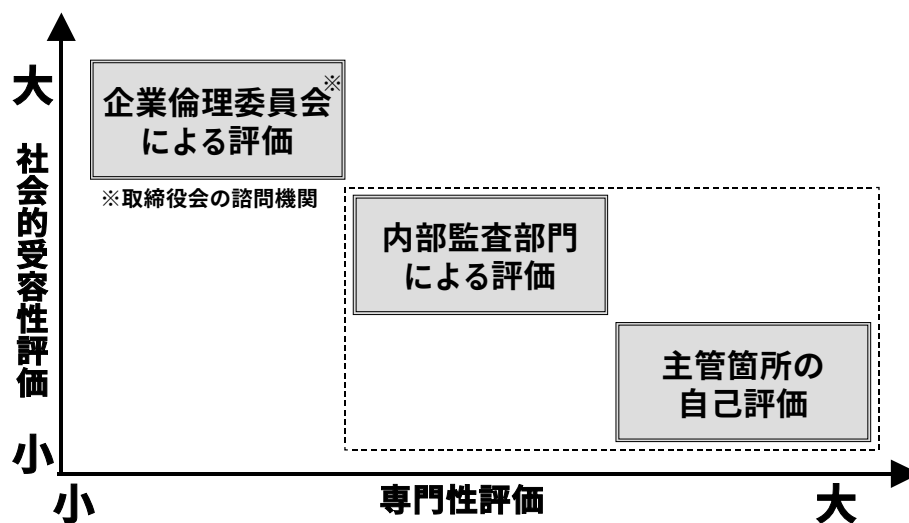
<水力・火力>

項 目	概 要(実施日)
トップマネジメントによる意識付け【水力・火力】	・本部長メッセージを社内へ発信(6/29) ・本部長、部長が事業所訪問により意思を伝達(～7月末)
水利使用に係る法令手続き体制強化【水力】	・法令手続きの確認体制を整備(6/15)し、国土交通省へ報告(6/15, 6/18)
本社による現業機関等へのサポート強化【水力】	・現業機関等からの相談に対して、迅速な対応ができるよう、連絡・相談窓口の明確化および周知(6/26)
法令遵守が出力確保に優先することを行動指針として徹底【火力】	・コンプライアンス経営推進宣言に掲げた「3つの行動」の実践促進のための行動指針を策定(7/31)

【再発防止対策のチェック体制】

「再発防止対策」への取り組みにあたっては、客観性・透明性を確保し、より実効性のあるものとするため、主管箇所の自己評価、内部監査部門の評価に加え、社外委員会を含めた企業倫理委員会により評価を行い、継続的に必要な改善を行っていくこととしています。

各チェック体制における評価の視点



以 上

(参考) 再発防止対策の具体的行動計画

再発防止対策の具体的行動計画

1. 全社共通	・・・・・・・・	1
2. 水力発電設備	・・・・・・・・	7
3. 火力発電設備	・・・・・・・・	10
4. 公 表	・・・・・・・・	13

分冊：原子力発電設備に関する再発防止対策の概要

以 上

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

一凡 例一
▽□:計画, ▼■:実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

項目		再発防止対策	具体的内容	対策分類		評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度													平成20年度		備考 (原子力安全・ 保安院の今後の 対応)	
				新規	充実 拡充				上期							下期						上期	下期		
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
不正をしない 意識・正す 姿勢	コンプライ アンス最優先 の徹底	○コンプライアンス経営推進宣言																							
		信頼回復に向けた体制構築等、新たな取り組みを進めるにあたり、経営トップ等による経営推進宣言およびコンプライアンス遵守の誓約を行う。	a. コンプライアンス経営推進宣言 社内外に取り組みの方向性を明示するための行事を行う。 b. コンプライアンス遵守の誓約 経営層、事業所長等の責務を明確にし、その実践を確約するため、経営層、事業所長等が誓約書に署名を行う。	○	株主総会後、速やかに実施する。 また、コンプライアンス遵守の誓約は、人事異動に伴う交代の都度行う。	CSR推進部門	全社 (誓約書への署名は、経営層、事業所長等が対象)																		
		○企業倫理委員会の機能強化																							
		社外委員を増員するとともに、審議事項の見直しを行う等、企業倫理委員会の機能強化を図る。 また、審議概要を公開し、審議の透明性を高める。	a. 社外委員の増員 審議の客観性を高めるとともに、社外の識見を審議に反映させるため、社外委員を現在の1名から、3名体制とする。 b. 審議事項の充実 コンプライアンス推進の基本方針、重大な問題事象への対応および再発防止に関する事項に加え、重要な法改正・社会情勢の変化を踏まえたコンプライアンス推進施策の策定に関する事項を審議事項とし充実を図る。 c. 審議概要の社外への公開 委員会開催後速やかに、審議概要(審議項目、審議結果)を当社の社外向けホームページに公開し、審議の透明性を高める。	○	6月末までに新体制構築、審議内容見直しを行い、7月から原則4半期毎に開催する。 委員会開催後に速やかに議事概要を公開する。	CSR推進部門	企業倫理委員会																		
○コンプライアンス強調月間の設定																									
		コンプライアンス強調月間を設定し、継続的な意識向上を図る。	「コンプライアンス強調月間」を定め、毎年定期的に意識向上のための諸施策を実施する。	○	毎年11月に実施する。 社員意識調査を毎年実施し、社員への意識の浸透度を評価する。	CSR推進部門	全社																		
○コンプライアンス意識が習慣として根付く仕組みづくり																									
		全社員が常にコンプライアンスを自分の問題として意識するよう、日々の業務において、社員一人ひとりが法令遵守や企業倫理綱領に示す社員行動規範について考え、自らの行動を振り返る仕組みを設ける。	①社員意識・職場実態調査 ②問題点の洗い出し・分析 ③行動を振り返る仕組みの検討 ④実施	○※	今年度実施する社員意識・職場実態調査を来年度以降も継続的に実施し、社員のコンプライアンス意識を経年的に把握する。	企業再生プロジェクト	全社	▼AB(4/13) ①社員意識・職場実態調査		▼AB(7/19) ②問題点の洗い出し・分析	▼AB ③仕組みの検討	▼AB ④実施	▼AB	▼AB	▼AB	▼AB	▼AB	▼AB	▼AB	実施状況に対するアドバイザリーボードからの意見具申・提言	社員意識・職場実態調査(結果を踏まえ、必要に応じて仕組みを見直し)				

AB: アドバイザリーボードの審議(2/28、3/19開催済)
※信頼回復と企業再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進するため、「企業再生プロジェクト」を平成19年2月に設置。「アドバイザリーボード」を企業再生プロジェクトの諮問機関として、改革プランの検討内容について社外有識者の客観的・専門的な視点を反映させ、地域の皆様、お客さま等から広く受け付けられる改革とすることを目的として設置。

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

ー凡 例ー
▽□:計画, ▼■:実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

項目	再発防止対策	具体的内容	対策分類		評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度													平成20年度		備考 (原子力安全・ 保安院の今後 の対応)		
			新規	充実 拡充				上期							下期						上期	下期			
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
不正をしない 意識・正す 姿勢	コンプライ アンス教育の 充実	○経営層等を対象とした研修の充実																							
		判断能力および率先垂範意識の 向上に向け、経営層、事業所長等 に対して、専門家による講義形式 の研修や企業経営に関わる不適 切事案を題材とした討議形式の研 修を実施する。			○	研修実施の都度、アン ケートにより効果を評価する。	CSR推進部門	経営層 グループ企 業トップ コンプライ アンス推進 責任者(事業 所長クラス)																	
		①経営層を対象とした研修 ②グループ企業トップを対象とした研修 ③コンプライアンス推進責任者 (事業所長クラス)を対象とした研修																							
		○職場展開のための研修の充実																							
		職場での効果的な研修や問題へ の適切な対応を行うため、コンプ ライアンス推進役(事業所副所長ク ラス)を対象とした研修の充実を図 る。 また、eラーニング(パソコンを活 用した研修)により職場での研修を 充実する。			○	研修実施の都度、アン ケートにより効果を評価する。 職場での研修実施後、CS R推進部門へ実施結果の 報告を求める。 社員意識調査を毎年実施 し、推進役によるコンプ ライアンス推進への取り組み 姿勢および社員への意識 浸透度を評価する。	CSR推進部門	コンプライ アンス推進役 (事業所副所 長クラス)																	
		②eラーニング 推進役を中心とする職場での話し合い研修 (年2回以上)に加え、コンプライアンスに関 する基本的な事項を確実に全社に浸透させ るために、当社独自のコンテンツによるeラ ーニングを実施する。			○	社員意識調査を毎年実施 し、社員への意識浸透度 を評価する。		全社																	

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

一凡例一
▽□:計画、▼■:実績

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

項目		再発防止対策	具体的内容	対策分類		評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度												平成20年度		備考 (原子力安全・ 保安院の今後の 対応)	
				新規	充実 拡充				上期						下期						上期	下期		
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
不正を隠さない 仕組み・企業 風土づくり	不正・不具 合を顕在化 させ、改善 する仕組み づくり	○内部通報制度の充実																						
		社外企業倫理相談窓口を設置するとともに、調査方法を見直し、内部通報制度の充実を図る。	a. 社外企業倫理相談窓口の設置 企業倫理相談窓口の仕組みをより相談しやすいものに見直すため、弁護士事務所に社外企業倫理相談窓口を設置し、相談先の選択肢を広げる。 b. 調査方法の見直し 組織的な不正行為等、主管部に調査依頼することが適当でない場合には、コンプライアンス・危機管理担当副社長が部門横断的な調査チームを編成し、調査を行う仕組みとする。		○	株主総会後、速やかに運用を開始する。	CSR推進部門	全社							▼運用開始(7/1)	全社・グループ企業周知								
		不適切な事案が発生した場合、積極的に言い出して適切な対処を施すインセンティブが働くような仕組みづくりに取り組む。	①社員意識・職場実態調査 ②問題点の洗い出し・分析 ③インセンティブが働く仕組みの検討 ④実施		○※	今年度実施する社員意識・職場実態調査を来年度以降も継続的に実施し、職場風土を経年的に評価する	企業再生プロジェクト	全社							▼AB(4/13)	①社員意識・職場実態調査							実施状況に対するアドバイザリーボードからの意見申し・提言	
		○不具合等が発生した場合の対応方法の明確化																						
		新たな不適切事案発生時の対応方法の明確化	①新たな事案発生時の対応フロー作成検討 ②運用状況の評価		○	対応がフローどおりに実施されているか評価を行い必要に応じ改善を行う	経営企画部門									▼周知・運用開始(4/19)	①対応フロー作成検討							
		不適切な事案の情報や事故情報を共有化し、業務運営に活用できる仕組みを整備	a. 不適切な事案の情報の共有化 ①再発防止対策実施・検討 ②H20.2以降の仕組みを検討 b. 事故情報の共有化 ①事故防止委員会情報の全社大情報化(店所情報) ②情報の一元管理(全社情報と店所情報の一元管理による部門間情報の把握) ③類似情報が容易に検索できるしくみの作成 ④一元化した情報の水平展開		○	速やかに実施し、恒常的な仕組みとなるよう運用状況フォローを行い、適宜改善を行う。	原子力部門 火力部門 水力部門 事業支援部門 販売事業部門									▼運用開始(5/14周知)	①全社情報共有化方法の検討						▼恒常的な仕組みによる運用開始	

AB:アドバイザリーボードの審議(2/28、3/19開催済)

※信頼回復と企業再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進するため、「企業再生プロジェクト」を平成19年2月に設置。「アドバイザリーボード」を企業再生プロジェクトの諮問機関として、改革プランの検討内容について社外有識者の客観的・専門的な視点を反映させ、地域の皆様、お客さま等から広く受け入れられる改革とすることを目的として設置。

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

一凡 例一
▽□:計画、▼■:実績

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

項目		再発防止対策	具体的内容	対策分類		評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度												平成20年度		備 考 (「原子力安全」・ 保安院の今後 の対応)
				新規	充実 拡充				上期						下期						上期	下期	
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			

不正を隠さない仕組み・企業風土づくり	部門相互の 人事交流の 推進	○部門の枠を越えた人事交流の推進																					
		各部門が自部門の価値観にとられず、幅広い視野を持って業務運営を行うため、現在も取り組んでいる部門の枠を越えた人事交流を推進する。 a. 人事異動方針の策定・通達 現在取り組んでいる部門間交流について課題整理のうえ、人事異動方針に反映する。 b. 人事異動の調整・実施 人事異動方針に沿った人事異動を実施する。 (H19.2定期異動において一部反映済)	○	人事異動調整に入るまでに人事異動方針を策定・通達するとともに、各部門との意見交換・異動調整を通じてH20.2定期異動時に効果的な異動を実施する。	人材活性化部門	全社																	必要に応じて方針を見直しのうえ実施

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

【不正をさせない業務運営】

一凡 例一
▽□：計画、▼■：実績

項目		再発防止対策	具体的内容	対策分類		評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度													平成20年度		備考 （原子力安全・ 保安院の今後 の対応）	
				新規	充実 拡充				上期							下期						上期	下期		
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
不正をさせない 業務運営	経営機構 改革	○経営機構の改革	経営層が不正を顕在化させ改善し 得なかった事業が存在したこと の反省に立ち、当社を取り巻く経営 環境の変化も踏まえ、(1)経営の透 明性・客観性の確保、(2)経営の効 率性向上、(3)内部統制機能の強 化の3点を視点に経営機構を改革 する。	a. 監督と執行の明確化 会長は取締役会議長（経営の監視・監督を重点的 に担う）、社長は業務執行の最高責任者として 経営の役割分担を明確にする。 b. 取締役会の機能強化 取締役の員数削減等により社外役員の活発な意 見を引き出し、取締役会の議論活性化を図ること で、経営の透明性・客観性を向上させる。 また、経営責任の所在を明確にするため、取締役 の任期を1年とし、毎年、株主に信任を問う形態と する。さらに企業倫理委員会を従来の経営会議の 諮問機関から取締役会の諮問機関に見直す。 c. 業務執行機能の強化 社長の補佐として、全社横断的な経営上の重要 課題を担当し、その責任を負う副社長（コンプライ アンス推進・危機管理担当、経営監査担当の2名） を配置することで、取締役の経営責任を明確に する。また、執行役員制を導入し、特定部門の 業務執行に専念する執行役員を設置すること で、執行責任を明確にする。	○※	アドバイザリーボードの提 言等を踏まえて、平成19年 6月に実施する。	企業再生プロジェクト	全社	▼AB(4/13) ▼発表(4/27) 基本設計	株主総会後に実施(6/26) 詳細設計(定款・規程類の見直し手続き)															
				d. 第三者の視点の効果的活用の検討 社外取締役および社外監査役が有する第三者視 点の効果的活用について幅広く検討を行い、経営 の透明性・客観性を高めるための施策を実施 する。 e. 本社部門組織の再編成の検討 企業の内部統制に必要な全社横断的業務を担当 する組織を現行の本社部門の中から再編成する とともに、再編成した組織の長に取締役を配置し 取締役が執行役員による業務執行の監視・監督 を担う体制とすることで、取締役の監督責任をより 明確化する。	○※	アドバイザリーボードの提 言等を踏まえて、平成20年 に実施する。			▼AB(4/13)	▼AB(7/19)	▼AB	▼AB	▼AB	▼AB	▼AB	▼AB	▼AB	▼AB	▼実施						
				改革案の検討・基本設計													詳細設計								
		コンプライ アンス最優先 の視点を踏 まえたルー ルの明確 化・マニユ アル類の見直 し	○コンプライアンス最優先の業務運営の徹底																						
		○継続的なマニュアル類の見直し																							
			水力、火力、原子力の各技術部門「再発防止対策の具体的な行動計画」を参照																						
保安確保の 徹底	○保安規程の変更	主任技術者が保安の監督を行う役 割を十分果たすことができるよう にするなどの変更	a.主任技術者の位置付けが適切となるよう 記載の見直し。 b.主任技術者の職務に記録の点検、確認を 追加。 c.保安教育の実施の明確化。 d.電気事業法上の工事計画の届出が必要な 工事について、適正な手続きがされたかど うかを確認する手続きを設ける。	○	平成19年7月末までに届 け出し、平成19年7月31日 から運用開始する。	流通事業本部	火力部門 原子力部門 水力部門 販売事業部門																	保安規程 変更命令 (2)	
			○電気事業法施行規則の改正に伴う変更																						
			電気事業法施行規則の改正に伴い 保安規程の記載内容の充実と 電気主任技術者等の役割の強化 を図る。	a. 電気事業法施行規則の改正に伴い保安規 程の内容を保安活動を実施するために適切 なものとする。 b. 電気主任技術者、ダム・水路主任技術者 及びボイラー・タービン主任技術者には 保安活動が適切に実行されるよう十分な 責任と権限を持たせるとともに、独立性を 確保する。 また、責任範囲を適切な規模とする。	○	平成19年10月末までに届 け出し、平成19年10月31 日から運用開始する。	流通事業本部	火力部門 原子力部門 水力部門 販売事業部門																	(22)(24)

AB: アドバイザリーボードの審議(2/28、3/19開催済)

※信頼回復と企業再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進するため、「企業再生プロジェクト」を平成19年2月に設置。「アドバイザリーボード」を企
業再生プロジェクトの諮問機関として、改革プランの検討内容について社外有識者の客観的・専門的な視点を反映させ、地域の皆様、お客さま等から広く受
け容れられる改革とすることを目的として設置。

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

一凡 例一
▽□:計画, ▼■:実績

【不正をさせない業務運営】

項目	再発防止対策	具体的内容	対策分類		評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度												平成20年度		備考 (原子力安全・ 保安院の今後 の対応)		
			新規	充実 拡充				上期						下期						上期	下期			
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
不正をさせない業務運営	内部 チェック 体制の充実	○各部門内における内部チェックの充実																						
		水力、火力、原子力の各技術部門「再発防止対策の具体的行動計画」を参照																						
		○本社のリーガルチェック機能の充実・強化																						
		本社のリーガルチェック機能の充実・強化	経営会議以上に付議される重要法的案件について事前に法的チェックを行う仕組みを構築する。これに必要な法務担当要員を増員する。	○	仕組が構築され、確実にチェックが行われていることを確認する。	CSR推進部門 (法務)	全社												▽実施 (増員・運用開始)	継続実施				
		○内部監査体制の充実																						
		内部監査の実効性をより一層高めていく必要があるため、内部監査部門の体制・機能の強化を図る。	【体制強化】 a. 審査部門要員の増員検討 再発防止対策の検証作業内容・規模および内部監査機能の強化等を踏まえた体制・要員数の検討 b. 審査員の専門的能力・知識の向上 ①専門的能力・知識の向上に必要な研修内容の検討 ②継続的な能力開発の実施 c. 社外専門家の活用 監査活動への社外専門家の意見の活用 【機能強化】 a. 保安監査機能の強化(技術部門の品質管理統括箇所が行う品質管理活動の実効性チェック、現場のデータの真実性確認の充実等) ①保安監査の現状の問題点の整理 ②保安監査強化策の検討 ③今年度実施中の事業所往査への反映 ④問題点に対する改善指摘 ⑤指摘事項に対するフォローアップの実施 b. グループ企業監査機能の強化(法令に基づく検査業務の適法・適正性の重点チェック) ①グループ企業監査計画の作成 ②事業所(発注者側)の往査での検査業務の適法・適正性チェック ③グループ企業(受注者側)の往査での検査業務の適法・適正性チェック ④問題点に対する改善指摘 ⑤指摘事項に対するフォローアップの実施 c. 原子力部門内部監査機能の強化(実施部門と監査部門の双方による内部監査の実施) ①監査方法案の作成および要領書の整備 ②試行および修正	○	再発防止対策の検証作業等について必要な要員が確保できたかを評価する。	審査部門	審査部門											▽実施 (6/28)	必要に応じて適宜検討					
				○	内部監査結果の相互レビューを実施して、能力レベルの評価、確認を行い、研修内容・方法の改善につなげる。		審査部門 (原子力を除く)													▽研修実施(5/14、15、6/1)	研修継続実施			
				○	監査活動への反映状況について質および量の観点から評価する。		審査部門 (原子力)														▽運用開始	継続実施		
				○	内部監査に基づく改善指摘およびそれに対する改善活動が確実に行われているかについて、経営層に報告し、承認を受ける。		火力部門 水力部門															▽④改善指摘	改善指摘▽	内部監査継続実施
				○	内部監査に基づく改善指摘およびそれに対する改善活動が確実に行われているかについて、経営層に報告し、承認を受ける。		火力部門 水力部門 グループ企業																▽④改善指摘	改善指摘▽
○	監査方法案を試行し問題点の有無、有効性を評価する。			審査部門 (原子力) 原子力部門																		運用開始▽	新体制による監査の実施	
法令・協定 遵守を徹底 するための 業務教育の 強化	○技術部門における業務教育の充実・強化																							
	水力、火力、原子力の各技術部門「再発防止対策の具体的行動計画」を参照																							
	○委託先との規律ある健全な取引関係の構築																							
委託業務の 適正性確保	○委託における検査業務の適正性を確保するためのルール設定																							
	水力、火力、原子力の各技術部門「再発防止対策の具体的行動計画」を参照																							

再発防止対策の具体的行動計画【水力※¹】

【水力発電設備】

一凡 例一
▽□：計画、▼■：実績

項目	再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規 充実 拡充	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度												平成20年度		備 考 (原子力安全・ 保安院の今後の 対応)
							上期						下期						上期	下期	
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
不正をしない 意識・正す姿 勢	コンプライア ンス最優先 の徹底	○トップマネジメントによる意識付け																			
		流通事業本部長、事業支援部門長 および情報通信部門長によるメッ セージの発信および流通事業本部長、 部長ほかによる事業所訪問と 意志伝達	○	①流通事業本部長、事業支援部門長および 情報通信部門長によるメッセージの発信 ②流通事業本部長、部長ほかによる事業所 訪問と意志伝達	経営の基本方針として水力部門に 浸透・定着したか業務運営報告時や事業 所訪問時に確認する。社員意識・職場実 態調査により確認する。	水力部門				▼①メッセージ発信(5/21)											次年度計画へ反映 次年度計画へ反映
不正を隠さない 仕組み・企業 風土づくり	悩みを言い 出せる企業 風土・職場 風土づくり	○管理職への継続的意識付け																			
		管理職を対象に各種会議等において コミュニケーションおよび情報展開 の重要性を周知・徹底	○	①電力所長会議等各種管理者会議におい て、コミュニケーションおよび情報展開の 重要性を周知・徹底	管理職を対象にした各種会 議・研修会において「コミュニ ケーション」・「情報展開の重 要性」についての意見交換を 行い、アンケート・対話の結果 で確認する。	水力部門															
不正を隠さない 仕組み・企業 風土づくり	悩みを言い 出せる企業 風土・職場 風土づくり	○本社による現業機関等へのサポート強化																			
		本社による現業機関等へのサポ ート強化	○	①「情報の発信・相談事項に対する迅速な対 応」の窓口を明確にし、電力所長会議等各 種管理者会議において周知・徹底 ②サポートの実施 ③全社大での取組を反映	本社のサポートが水力部門に 定着したか業務運営報告時 や事業所訪問時の対話で評 価する。	水力部門															
不正をさせない 業務運営	保安確保の 徹底	○自主保安を適切に行うための取り組み強化																			
		他社、他産業から得られた教訓の 的確な反映	○	①共有化方法の検討 ②電事連大の会議等で各電力会社の 事故情報を中心に他産業の情報も 取り入れ共有化	電事連大の会議等の開催で 評価する。	水力部門															(27)
不正をさせない 業務運営	水利使用に 係わる法令 手続き体制 の強化	○法令手続きに係る適正性の体制の整備																			
		適正な水利使用が行われているか 確認するための部門横断的かつ責 任の所在を明確にした確認体制を 構築	○	①確認体制の構築 ②確認体制による許可等の申請および データの報告等の適正性の確認 ③国土交通省への実施状況の報告	体制の構築の完了(平成19年 6月中旬)で評価する。なお、こ の体制化での適正性の確認 状況の評価は「自己点検」(※ 2)により評価する。	水力部門															▼ ③国土交通省への 実施状況報告
不正をさせない 業務運営	水利使用に 係わる法令 手続き体制 の強化	○法令に係る事前相談の実施																			
		再発防止を徹底するために水力発 電設備における許認可要否・水利 使用に係わる事項の事前相談	○	①国土交通省への工事実績・計画・計測予 定等の報告 ②国土交通省との事前相談の実施	国土交通省への報告が漏れ なく毎年度5月末に実施され ていることで確認する。なお、 この事前相談での計画・実 績・計測予定の適正性につ いては「自己点検」により評価 する。	水力部門															▼ ①国土交通省への 工事実績・計画・ 計測予定等の報告
不正をさせない 業務運営	水利使用に 係わる法令 手続き体制 の強化	○定期的な自己点検																			
		河川法令の遵守が達成されている ことを確認するための自己点検の 定期的実施	○	①点検体制の構築 ②適正性・遵守意識の徹底・事前相談の 実施状況についての自己点検	外部専門家を含む点検体制 の構築の完了で評価する。な お、「自己点検」の実施状況に ついては、毎年品質管理会議 で確認する。	水力部門															▼②自己点検 自己点検結果を 5年に1回国土交 通省へ報告 (初回H24年10月)

※1 水力には内燃力を含む。〔発電設備のうち水力と内燃力については流通事業本部が主管として維持管理しており、実効性のある行動計画とするため、内燃力の再発防止対策は水力発電設備の中で実施することを明確にした。〕

※2 適正な水利使用の徹底を図るとともに、水利使用に係わる適正性の確認体制の整備・河川法令の遵守意識の徹底・河川法令手続き等に係る事前相談の実施に対する方策の取り組みが十分機能していることを確認するために行う点検。

再発防止対策の具体的行動計画【水力※1】

一凡 例一
▽□：計画、▼■：実績

【水力発電設備】

項目	再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規 充実 拡充	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度												平成20年度		備 考 (原子力安全・ 保安院の今後の 対応)
							上期						下期						上期	下期	
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
不正をさせない業務運営	コンプライアンス最優先の視点を踏まえたルール・マニュアル類の見直し	○手続き・報告業務のルール・明確化・標準化																			
		マニュアル類および品質管理文書の明確化・標準化 【マニュアル類】 a.コンプライアンス最優先の業務運営を徹底するために、「法令・社内ルール」の遵守に関する基本姿勢」のマニュアル類の冒頭に掲載 b.業務に関連する法令一覧表(チェックリスト)を追加 c.詳細な手続き要否判定フロー図および届出対象となる設備・届出書記載事項を明記 d.関連法令手続きマニュアルの作成 e.手続き・報告業務に係る課題の把握と内部チェックおよび品質管理会議による継続的見直し 【品質管理文書】 f.関係法令記入欄を追加し、届出要否検討結果、実施状況等を記入した文書見直し	○	関連法令手続きを定めるマニュアル類および品質管理文書の改正完了(平成19年9月末)で評価する。その後は、品質管理総括箇所が中心となつて行う内部チェック時に業務の運用状況および文書の管理状況を確認する。	流通事業本部 情報通信部門 事業支援部門 (品質管理文書の改正は事業支援部門のみ)	水力部門															
		○ダム計測業務の継続性を確保する運用																			
		測量に使用する標識を必要な箇所には複数設置する等、標識の喪失に対応	○	標識の設置完了(平成20年3月末)で評価する。その後継続的な管理については、業務運営報告時に設備主管箇所を確認する。	事業支援部門	水力部門															
	内部チェック体制の充実	○品質・安全担当を中心とした内部チェックの強化																			
		事業支援部門(土木)に品質管理総括箇所の設置	○	-	事業支援部門	水力部門															
		監督官庁への許可・届出要否および実施状況を確認するルールを作成、内部チェック等によるレビュー	○	品質管理会議で内部チェック結果により手順・ルールについて評価し、定期的なレビューする。(2回/年)	流通事業本部 情報通信部門 事業支援部門	水力部門															
		データ改ざんを防止するための委託業務に関する内部チェックの実施	○	品質管理会議において、委託業務における実施結果の適切性について内部チェックした結果のデータ改ざんの有無で評価する。	流通事業本部 情報通信部門 事業支援部門	水力部門															
	手続き・報告業務に関する情報を共有する場の充実	○「ダム計測者連絡会」の設置																			
		保管データに関する資料を持ち寄り、計測データの評価方法等について情報交換	○	対象者が行う会議報告・二次研修等での情報水平展開状況を確認する。	事業支援部門	水力部門															
		○電気を専門とする業務管理者を含めた情報共有の推進																			
		電気を専門とする管理者のダム計測者連絡会、ダム主任会議への参加および支社土担当によるフォローアップ	○	対象者が行う会議報告・二次研修等での情報水平展開状況を確認する。	事業支援部門 流通事業本部	水力部門															

再発防止対策の具体的行動計画【水力※¹】

一凡 例一
▽□：計画、▼■：実績

【水力発電設備】

項目	再発防止対策	具体的内容	対策分類		評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度												平成20年度		備考 (原子力安全・ 保安院の今後 の対応)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			新規	充実 拡充				上期						下期						上期	下期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
不正をさせない業務運営	法令遵守を徹底する業務教育の実施	○階層別教育項目の追加							①研修計画へ事案織り込み																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

一凡 例一
▽□:計画, ▼■:実績

【火力発電設備】

[illegible]

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

一凡 例一
▽□:計画, ▼■:実績

【火力発電設備】

[illegible]

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

一凡 例一
▽□:計画, ▼■:実績

【火力発電設備】

項目	再発防止対策	具体的内容	対策分類		評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度													平成20年度		備考 (原子力安全・ 保安院の今後の 対応)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			新規	充実 拡充				上期						下期						上期	下期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
不正をさせない業務運営	内部チェック体制の充実	○ラインチェックの充実			火力品質管理担当が発電所の実施状況を点検・確認を行う。	電源事業本部 (火力)	火力部門																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

再発防止対策の具体的行動計画【公表】

ー凡 例ー
▽:計画, ▼:実績

公表】

項目		再発防止対策	具体的内容	対策分類		評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度														平成20年度		備考 (原子力安全・ 保安院の今後の 対応)
				新規	充実 拡充				上期							下期							上期	下期	
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
公表	スポット的な情報発信 と定期的な 情報発信	○再発防止対策の実施状況の公表・周知																							
		スポーツ的な情報発信	①再発防止対策の報告内容を公表 ②経営機構改革を公表 ③再発防止対策(行動計画)の報告内容を公表 ④コンプライアンス経営推進宣言・署名実施を公表 ⑤保安規定・規程の変更申請・届出内容を公表 ⑥コンプライアンス強調月間の開始を公表 ⑦省令等の改正に伴う保安規定・規程の変更申請・届出内容を公表 (報道発表、ホームページ掲載、立地点等自治体説明など社外対応の他、社内周知を行う。)	○		公表実績を評価する	CSR推進部門	報道機関、自治体等関係先、社内	▼ 4/6 ① 公表 ▼ 4/27 ② 公表	▼ 5/21 ③ 公表	▼ 6/29 ④ 公表	▼ 7/31 ⑤ 公表			▽ 10月 末 ⑦ 公表	▽ 10月末～ 11月初 ⑥ 公表									
		定期的な情報発信	企業倫理委員会開催に合わせ、再発防止対策の実施状況を公表 (報道発表、ホームページ掲載、立地点等自治体説明など社外対応の他、社内周知を行う。)	○		公表実績を評価する							▽ (8/8) 実施 状況 公表			▽ 実施 状況 公表				▽ 実施 状況 公表	▽	▽	▽	▽	



原子力発電設備に関する再発防止対策の概要

1

再発防止対策および行動計画の全体像

分 冊

再発防止対策(アクションプラン:AP)の行動計画※	
AP1. QMS(※)高度化計画の実施 (1) 総括組織のあり方検討 (2) QMS文書の変更 (3) 文書、活動のスリム化	
AP2. 確実な予防保全の実施 (1) 保全プログラムのレビュー (2) 設計・開発、調達改善 (3) 要員の教育訓練 (4) 確実な予防保全の実施	
AP3. 確実な不適合管理、是正処置、予防処置の実施 (1) 不適合管理システム検討 (2) 根本原因分析の的確な実施	
AP4. 効果的なマネジメントレビュー(MR)の実施 ○(1) MRのシステム構築 ○(2) 効果的MRの実施 ○(3) 品質方針の改正 (4) 内部監査のあり方	
AP5. 良好なコミュニケーションと明るい職場創り (1) 内部コミュニケーションの改善 (2) 外部コミュニケーションの改善 (3) 情報共有ルールの明確化 ○(4) 安全文化醸成施策の実施	
AP6. 各種教育・訓練の充実、技術伝承による人材育成 ○(1) QMS教育の改善 ○(2) QMS活動の支援 ○(3) 技術継承施策の実施	
AP7. 調達管理の改善 (1) 協力会社とのコミュニケーション方策改善 ○(2) 中央大における動向把握 (3) 調達管理要領書の見直し (4) 根本原因分析による仕様書見直し (5) 保安の措置のために講ずべき措置の追加 (6) 委託における検査業務の適正性を確保するためのルールの設定	
AP8. 国からの行政処分に関する取組み (1) 原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備 ○(2) 保安規定の査閲(7月31日まで) (3) 検査制度の見直しに対する対応 ○(4) 直近の定期検査における特別な検査への対応 ○(5) 特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督への対応 (6) 制御棒引き抜け等の報告義務化 ○(7) 原子力発電施設の保安検査の結果の公開	

※行動計画は見直しすることがある。

題記の再発防止対策(アクションプラン)と具体的な行動計画は左記の通り。

(凡例)

★水色字の行動計画:
QMS高度化活動から抽出した対策(AP1～7)

★赤字の行動計画:
発電設備の点検結果を報告し、保安院の指示により実施する対策
(AP7に追加, AP8を新規設定)

★○付きは一部実施中を示す
(7月末)

※QMS
Quality Management Systemの略。一般に用いられている品質マネジメントシステム(ISO9001)の考え方を原子力部門に適用したもの。

再発防止対策の検討・評価体制

3

原子力品質マネジメントシステム検討委員会(QMS検討委員会)

委員長: 社長 副委員長: 電源事業本部長(副社長), 考査部門長(副社長)
委員: 電源事業本部副本部長, 事業支援部門長, エネルギア事業部門長,
電源事業本部部長(原子力, 原子力建設, 燃料, 総括),
エネルギア事業部門部長(資材), 事業支援部門部長(原子力土木, 建築),
考査部門部長(原子力監査), 島根原子力発電所長, 島根原子力建設所長

指示 ↓ ↑ 報告

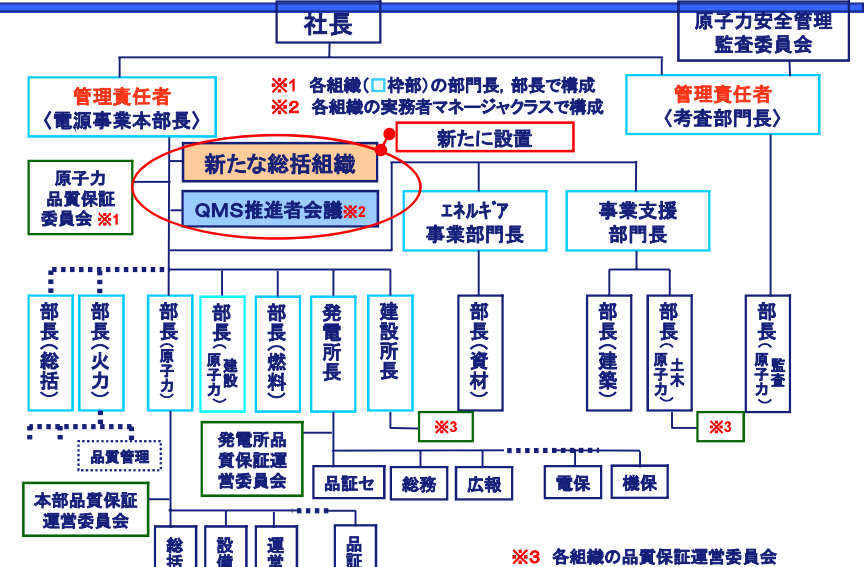
原子力品質マネジメントシステム検討チーム(QMS検討チーム)

主査: 電源事業本部部長(原子力) 副主査: 島根原子力発電所長
メンバー: 電源事業本部(原子力, 原子力建設, 燃料)
エネルギア事業部門(資材), 事業支援部門(原子力土木)
考査部門, 島根原子力発電所, 島根原子力建設所

再発防止対策の主要実施内容管理表(AP1)

項 目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
1(1) 総括組織のあり方検討 ・総括組織の設置 ・組織間の連携強化施策の検討	・各組織(本部、発電所、原子力土木等)を横断的に総括する仕組みがない。 ・各組織の手順書に不整合があり、連携が取れていない。	・電源事業本部長のもとに各組織を横断的に総括する組織を設置する。 ・各組織の連携を強化するため、実務者によるQMS推進者会議を設置する。	組織全体としてQMSを改善する。	・新たな総括組織と現行品質保証組織間で責任と権限、役割分担を明確にする。 ・新たな総括組織における規制情報など外部情報の入手方法を検討する。	・現行組織と変更案との得失評価を実施する。 ・新組織移行後に仕組みの有効性評価を行う。

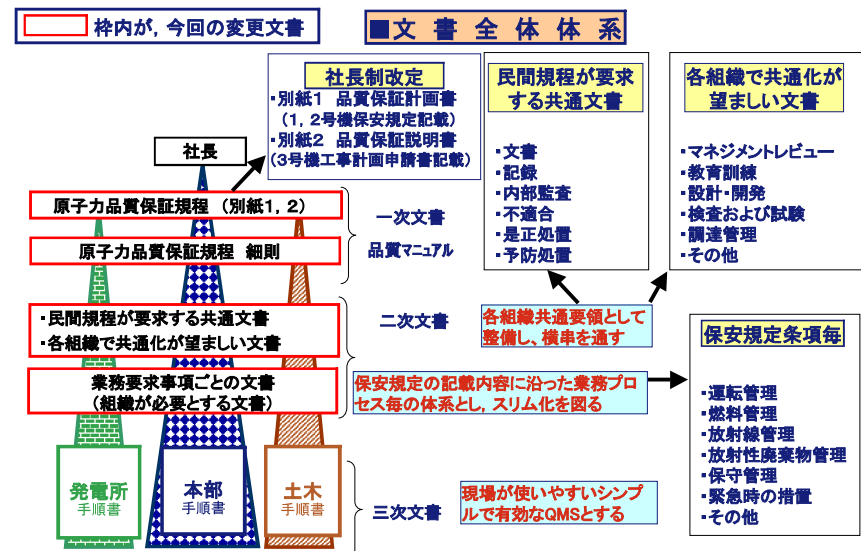
AP1(1)総括組織の検討(品質保証体制の改善)



再発防止対策の主要実施内容管理表(AP1)

項 目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
1(2) QMS文書の 変更 (3) 文書・活動の スリム化(※) (※QMSの ムダ・ムリ をなくす活動	・各組織の手順書に不整合があり、組織全体の統一的管理ができない。 ・品質マニュアルと実務で使用する文書に不整合(2重帳簿)がある ・現場が使いやすいシンプルで有効なQMSになっていない。	・民間規格(JEAG4121)を念頭に置いた文書体系を再整備する。 ・現状の不整合を改善し、現場が使いやすいQMSを構築する。	・各組織間でバラツキのない統一されたQMS活動が実施できる。 ・現場が使いやすいQMSとなる。	・試行・検証を早急に取りまとめる必要がある。	

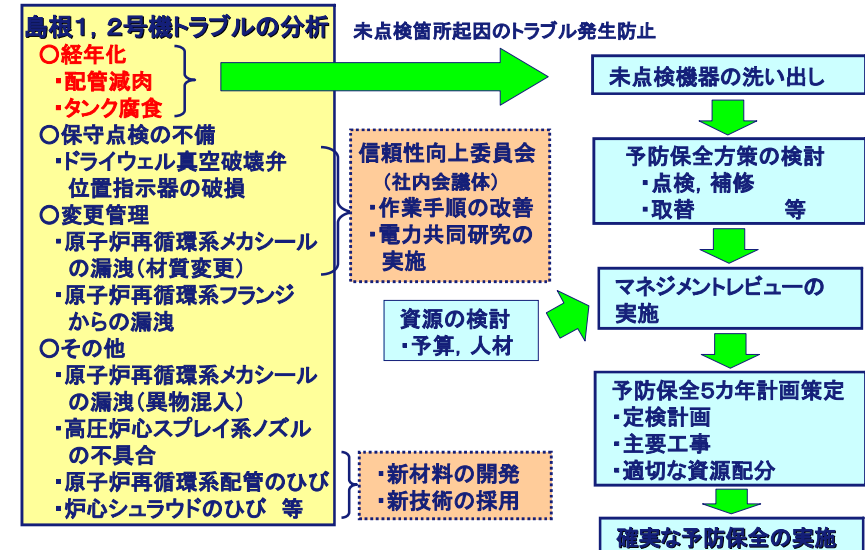
AP1(2)QMS文書の変更, (3)スリム化



再発防止対策の主要実施内容管理表 (AP2)

項 目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
2(4) 確実な予防保全の実施	保守点検に関係するトラブルが発生し、定期検の防止策として、未点検期間の延長が続いている。 今後、経年化によるトラブルが発生する可能性が高くなると想定される。トラブルの原因として、資源の投入不足も要因の1つとして挙げられる。	・経年化によるトラブルの防止策として、未点検機器の抽出を実施し、これらの予防保全対策を策定する。 ・洗い出しと平行して、必要な資源を検討する。 ・適切な資源配分を考慮しながら、必要な保全工事の5カ年計画を策定し、確実な予防保全工事を実施し、トラブルの未然防止を図る。	・点検計画の充実が図れる。 ・高経年化に対応できる。 ・トラブルの未然防止を図ることができる。	・必要な資源獲得のために、保全の規模、必要性などの詳細検討が必要。	

AP2(4) 確実な予防保全の実施

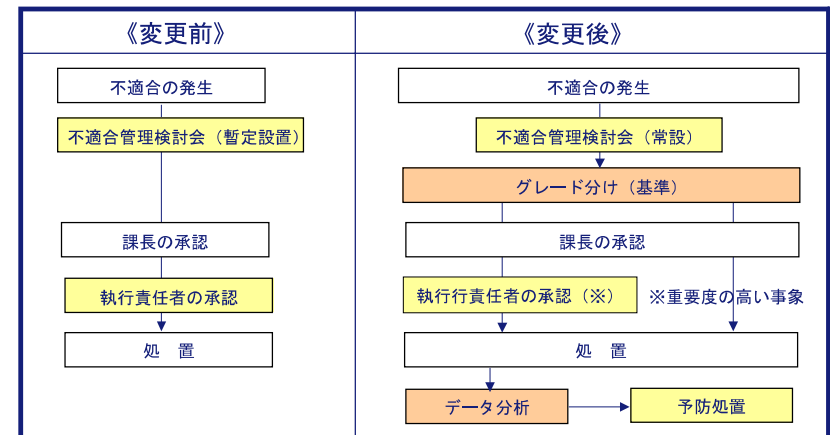


再発防止対策の主要実施内容管理表 (AP3)

項 目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
3(1) 不適合に対する管理(不具合の解消)へのグレード(基準)分けの適用	・事象の軽重にかかわらず全ての事象を執行責任者が承認。	・事象の軽重(原子力安全に対する重要度)に応じた管理の程度を定める。 ・不適合管理検討会をQMS会議体として設置。 ・不適合データの分析, 活用	・処理の適切性および説明性向上 ・軽度な事象の迅速な管理および事象の軽重の特定。 ・不適合を改善活動に結びつける。	—	

AP3(1) 不適合管理へのグレード分けの適用

- 事象の軽重(原子力安全に対する重要度)に応じた管理の程度を定めることにより、迅速で適切な管理を行う。
- 不適合データを分析し、改善活動(予防処置)として活用する。

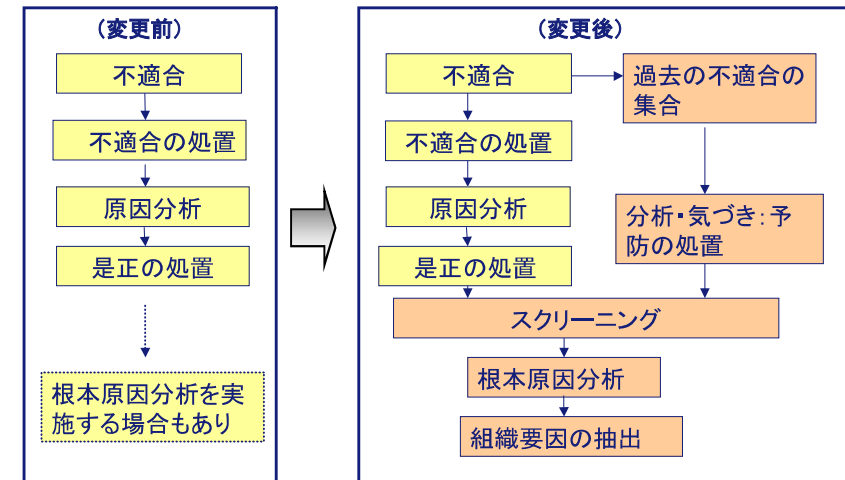


再発防止対策の主要実施内容管理表(AP3)

項 目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
3(2) 根本原因分析の導入	・直接原因分析を実施。必要に応じて根本原因分析を実施。	・直接原因分析に加え、根本原因分析することを保安規定に定め、実施。 ・2種類の根本原因手法を導入。	・組織要因までの要因を分析し、その結果をもとに根本的な原因を是正。 ・事象の重要度に応じて導入した手法を組み合わせて使用し、再発防止対策を迅速かつ確実に行う。	—	

AP3(2)根本原因分析の導入

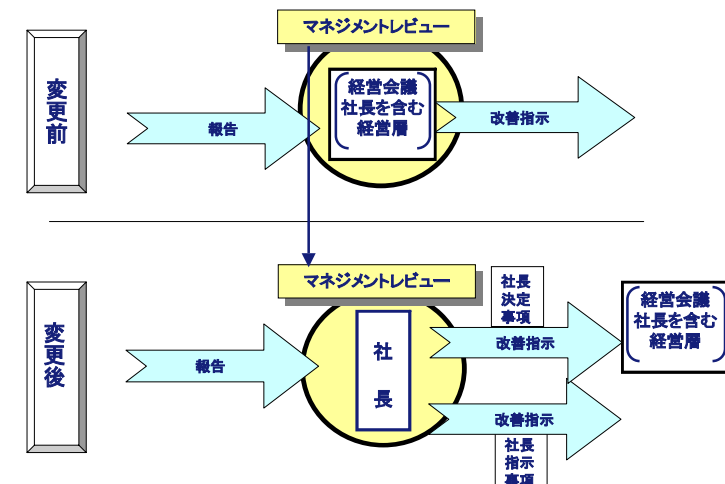
従来の直接原因分析に加え、組織的要因まで分析し、その結果をもとに根本的な原因を是正する。



再発防止対策の主要実施内容管理表(AP4)

項 目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
4(2) 効果的なマネジメントレビューの実施	・経営会議への付議によりマネジメントレビュー(※)を実施。(内容・時間共に不足)	・社長へ直接、個別に説明することに変更。 ・レビューの回数を増加	マネジメントレビューの報告する情報の量・質の向上	原子力部門と監査部門のマネジメントレビューが数ヶ月離れており、監査部門と合同または近い時期に実施することを検討。	H20年1月までに、仕組みの検証(自己評価)を実施する。

AP4(2)マネジメントレビュー方法の改善

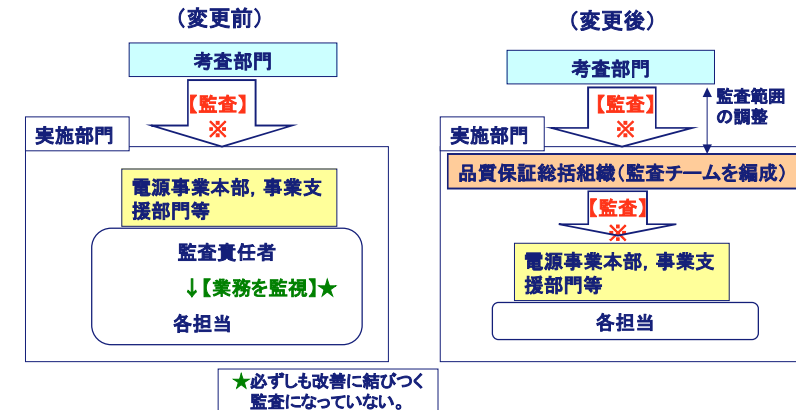


再発防止対策の主要実施内容管理表 (AP4)

項 目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
4(4) 内部監査のあり方	・実施部門による内部監査を実施しているが、現実には必ずしも改善に結びつく監査になっていない。	・品質保証総括組織が監査チームを編成し、内部監査を実施する。 ・計画策定時に実施部門と監査部門で実施する監査範囲を調整する。	・規程への適合性確認だけでなく、業務の有効性、効率の改善につながる。 ・QMS活動を推進できる人材の育成。	・実施部門の監査員の力量向上のため、監査員を養成する。	

AP4(4)内部監査の改善

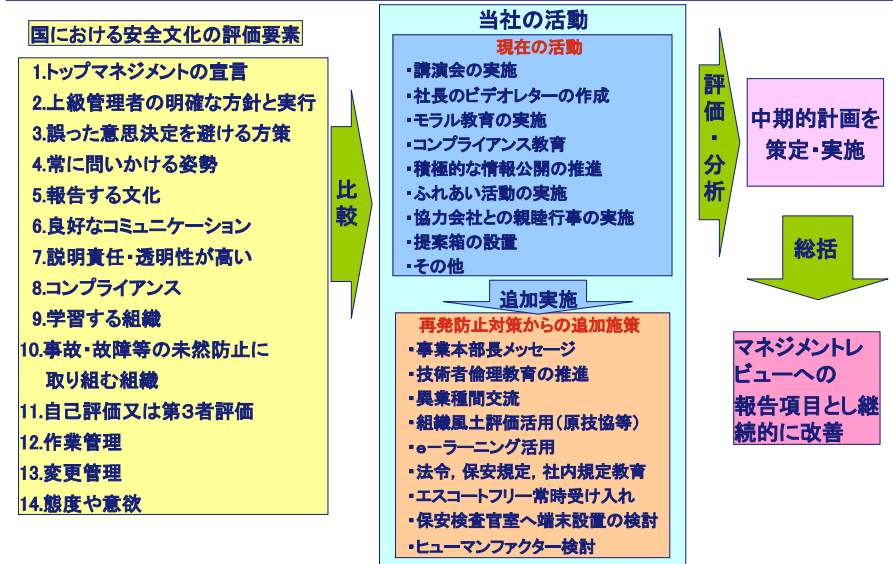
- 品質保証総括組織が監査チームを編成し、**監査(※)**を実施する。
○計画策定時に実施部門と監査部門で実施する監査範囲を調整。
すみ分けを明確にし、有効で効果的な監査を実施する。



再発防止対策の主要実施内容管理表 (AP5)

項 目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
5(4) 安全文化醸成 施策の実施	○過去事案の反映として、安全文化醸成施策を実施しているが、PDCAを廻してはいない。 ○発電設備総点検での不適切な事案についての要因分析より「コンプライアンス意識の不足」 ・「工程優先等経済性重視の考え方」 ・「法令・保安規定に対する判断・遵守に対する考え方」等に問題があるとの評価が出ている。 ○また、根本原因分析結果からも同じ趣旨の結果が出ている。	・追加施策から速やかに実施していく取組みを選定し実施。 ・国が整備中の安全文化ガイドラインにおける安全文化醸成の取組みを把握する14の項目に当社の活動を照らして、不足している安全文化要素を整理。 ・他社の良好事例等を参考にして、中期的な活動計画の明確化、追加施策の策定・実施。	・安全文化が醸成されることにより、「安全最優先」の意識が全員に浸透し、保安規定申請通常はもとより、不測の事態においても適切な対応が可能となる。	・H19年9月末までに、安全文化醸成のための体制を整備し、保安規定申請H20年度から、安全文化の劣化防止が保安検査の検査項目となることへの対応が必要。	

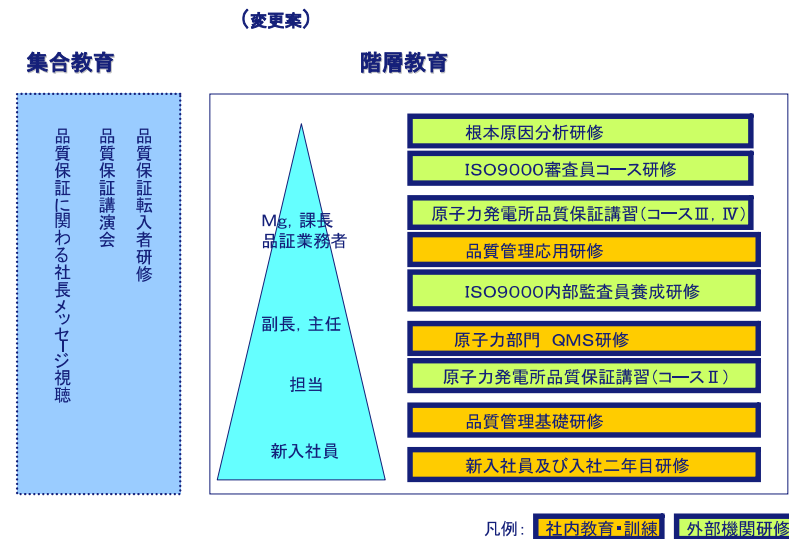
AP5(4)安全文化の醸成



再発防止対策の主要実施内容管理表 (AP6)

項 目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
6(1) QMS教育の改善 (QMS関係分)	- 管理職を含め全要員の「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111)」の習熟度が低い。 - QMS教育は、体系的に整備されておらず、内容も充実していない。	eラーニングの導入を含む、新しいカリキュラム(基本、中上級等の階層別)によりQMS教育を体系的に整備すると共に、その教育内容についても充実させる。	- QMSIに対する基本的な理解が深まり、要員自らが、自立的に担当業務の改善ができる。 - 階層別教育によりキーマンを育成し、組織全体のQMSの習熟度を高め、継続的改善ができる様にする。	- QMS教育を体系的に整備及び新カリキュラム作成・導入のために人的資源と費用が必要。 - QMS教育担当者自身のレベルアップも必要。	

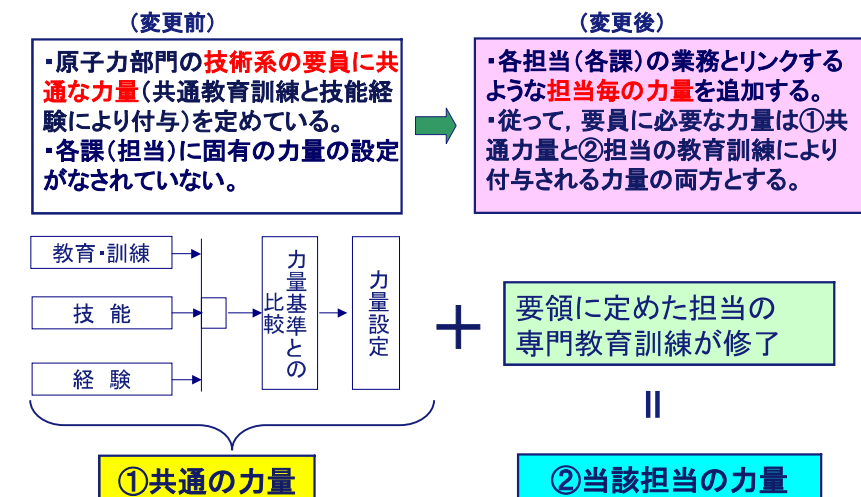
AP6(1)QMS教育の改善(QMS関係分)



再発防止対策の主要実施内容管理表 (AP6)

項 目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
6(3) 技術継承施策の実施 (力量の明確化)	原子力部門の要員の力量について、共通のものはあるが、各担当(各課)毎の業務遂行に必要な力量は設定していない。	原子力部門の要員の力量の内、各担当(各課)の業務遂行に必要な力量を設定する。	各担当(各課)の業務遂行に必要な力量が明確になり、実効的な教育・訓練が実施できる。	設定に当たっては人事異動や担当の業務遂行の支障にないような考慮が必要。	

AP6(3)技術継承施策の実施(力量の明確化)



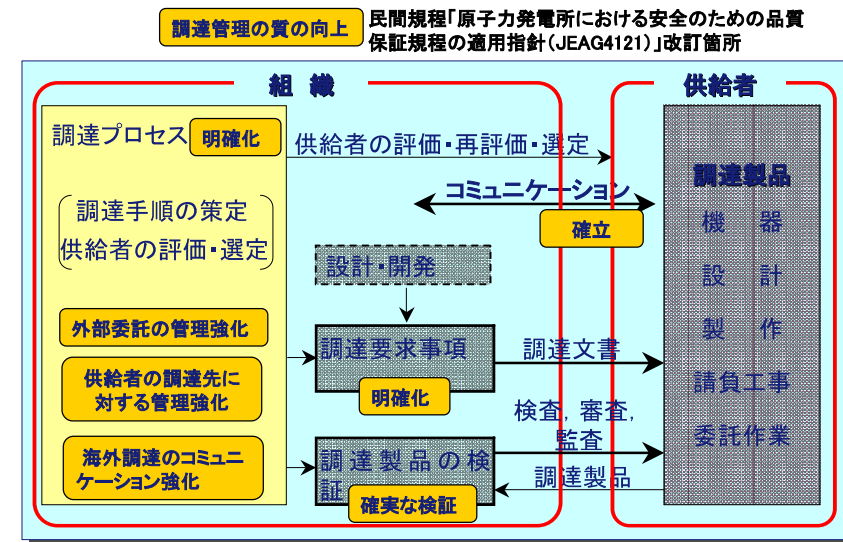
再発防止対策の主要実施内容管理表 (AP7)

25

項 目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
7(3) 調達管理の改善	調達側の要求事項が明確でないことや、供給者の調達先管理が明確でないなど、調達者側と供給者側の認識の違いによる調達管理の不足に起因するトラブルが全国大で確認されている。	全国大で見直しを検討している民間規格の調達要求事項を反映する。 ・調達要求事項の明確化 ・外部委託の品質管理強化 ・供給者とのコミュニケーションの強化 ・供給者の調達先の管理明確化 また、供給者の評価に関する手順を成文化する。	・調達管理の充実を図れ、調達管理に起因するトラブルが減少する。 ・調達側、供給側双方の技能レベル向上が図れる。 ・調達側、供給側の良好な意思疎通が図れる。	・全国大で検討中の「調達管理」の改善方策にある調達要求事項の明確化に関して検討する。	

AP7(3) 調達管理の改善

26



再発防止対策の主要実施内容管理表 (AP8)

27

項 目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
8(2) 保安規定の変更	発電設備の点検結果を踏まえた、保安規定変更命令による対応	以下の内容を織り込んだ規定変更を申請。 ・経営責任者の積極的関与 ・原子炉主任技術者の位置付け強化 ・経営責任者への報告事項の明確化 ・保守工事記録の保存	・経営責任者への情報連絡内容の明確化および充実 ・経営者の安全確保に関する関与の強化 ・原子炉主任技術者の発電所からの独立	9月末までに以下の項目を変更申請 ・安全文化醸成体制の整備 ・保安規定遵守体制強化 ・保安教育強化 他 11月末までに以下の項目を変更申請 ・根本原因分析実施体制の整備	

AP8(2) 保安規定の変更命令

28

(1) 経営責任者の関与 (経営責任者による安全確保に対する関与の強化)	- 重大な事態が発生したあるいはその恐れがある場合に、社長に適切な報告がなされるように体制を整備する。 - 社長への報告は、発電所長および原子炉主任技術者双方から報告する。 - 社長は、原子力安全を最優先し、必要な指示を行う。 - 社長は、原子炉施設の保安に関する重要事項について審議する保安委員会審議結果について定期的に報告を受ける。
(2) 原子炉主任技術者の位置付け (原子炉主任技術者の独立性向上)	- 原子炉主任技術者を組織面・人事面において発電所の保安組織から独立させる。 - 原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり、保安の監督がおろそかにならないよう専任化する。 - 原子炉主任技術者から社長に直接報告し、指示を受ける体制を整備する。
(3) 運転上の制限からの逸脱時又は技術基準への不適合発生時における経営責任者への報告	運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器等に係る技術基準への不適合が生じた場合は、社長への報告事項であることを明確化し、原子炉主任技術者が自らの責任において、事態を確認し社長へ報告する。
(4) 保守工事に係る記録	- 作成・保存すべき記録の対象に、安全上重要な機器等の保守工事に係る記録を追加し、その記録すべき内容に法令に基づいて講じた手続きの有無とその内容が含まれるようにする。 - 法令に基づく手続きを不要と判断した場合は、その理由も併せて記録として保存する。

再発防止対策の主要実施内容管理表 (AP8)

項 目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
8(4) 至近の定期検査における特別な検査への対応	発電設備の点検結果を踏まえた、行政処分による対応 ※評価区分Ⅰ法令に抵触し、安全性が損なわれた、あるいはその恐れがあるもの	・評価区分Ⅰ※の事案に係る系統・設備の検査は検査官が立会して確認 【検査対象設備】 ・非常用ディーゼル発電機 ・原子炉隔離時冷却系タービン・ポンプ	・検査の適正な実施および原子炉停止中の安全を確認 ・外部評価により検査の適切性を確認	・島根1号機はH19年下期から開始する第27回定期検査で確認する。	

AP8(4)特別な定期検査(2号機第14回)

特別な検査

- ・評価区分Ⅰの9プラントが対象
(島根1, 2号機も対象)

特別な検査の内容

- (1)原子炉停止中の安全装置の作動状況確認
検査前の状態(条件)や検査のために施す必要な原子炉停止中の安全措置の構成が適切であることを確認する。
- (2)評価区分Ⅰ事案に係る系統・設備は、検査を立会により確認
同時に確認する場所が2箇所以上ある場合には、複数の検査官が別れて立会する。

2号機第14回定期検査
【全ての検査項目】

【立会対象検査】()は従来の立会

- クラスⅠ (立会)
・非常用ディーゼル発電機機能検査
- クラスⅡ (抜き取りにより立会)
・非常用ディーゼル発電機定格容量確認検査
・原子炉隔離時冷却系機能検査
- クラスⅢ (立会なし)
・非常用予備電源装置検査

- ・島根2号機の評価区分Ⅰ事案
⇒「A-DEGの不適切な補修」
- ・島根1号機の評価区分Ⅰ事案
⇒「高圧注水系の主要弁の不適切な補修」

島根1号機については、H19年下期の第27回定期検査で確認する。



信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表



【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP1（1） 総括組織のあり方検討）

H19年7月末 現在

目 的	当社のQMSの問題として、各組織を横断的に総括する仕組みがなく、組織全体としてのQMSの取組みが不足している。このため、組織全体が整合性を持って活動できる仕組みを構築し、統一的管理の向上を図る。	実施内容	1. 総括組織の必要性検討 2. 各組織を横断的に総括する新たな組織の検討 ・総括組織が担う役割および総括組織の権限について検討する。 ・総括組織と既存組織の関係、組織の設置の必要性、体制・必要要員ほかの検討を実施する。 3. 各組織間の連携強化策の検討 ・各組織間を横断する連携強化策を検討する。 ・内部コミュニケーション（原子力品質保証委員会を含む）のあり方を検討する。
要求事項	(1) 各組織を横断的に総括する仕組みを構築する。(保安検査) (2) 総括組織の役割、責任と権限を明確にする。(JEA G4121レビュー) (3) 各組織間の連携強化策を検討する。(ベンチマーキング) (4) 原子力品質保証委員会の内部コミュニケーションとしての役割を整理する。(保安検査) (5) QMS推進者の設置検討 (ベンチマーキング)		

具体的な行動計画

ー凡 例ー
▽□：計画，▼■：実績

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
1. 各組織を横断的に総括する新たな組織の検討		▼5/18QMSチーム		▼7/24QMS委員会				▽保安規定申請		▽総括組織設置				
・役割と権限の検討		■役割と権限の検討		■										
・既存組織との関係、組織の必要性		■既存組織との関係、必要性検討		■										
・体制・要員の検討			■体制・要員の検討	■										
・社内調整							■社内調整							
2. 各組織間の連携強化施策の検討														
・連携強化策を検討		■連携強化策を検討												
・内部コミュニケーションのあり方検討				■あり方検討										
・原子力品質保証委員会の役割検討					■役割検討									

- ・5/18第8回QMS検討チームにて審議（設置の方向性について了解）
- ・5/24保安検査官説明
- ・6/25リーダ会議にてREV依頼
- ・7/24QMS検討委員会に検討状況説明
- ・

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
・組織の必要性検討完了。 総括組織設置の方向性を了承（5/18 QMSチーム） ・総括組織の役割（案）作成済み。 ・設置体制（案）検討済み。 ・（要員は今後検討。） ・連携強化策（案）検討済み。 ・総括組織の内部コミュニケーションのあり方（案）検討済み。	（検証方法） ・現行組織と変更案との得失評価を実施（H19.8） ・QMSの要求事項を満足しているか評価（H19.10） ・新組織移行後に仕組みの有効性評価を実施（H20.3） （検証結果）		・総括組織の役割と権限、設置体制について詳細を検討し、QMSチーム、委員会に諮る。 ・連携強化施策は9月目途で取りまとめる。



信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表



【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
○社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

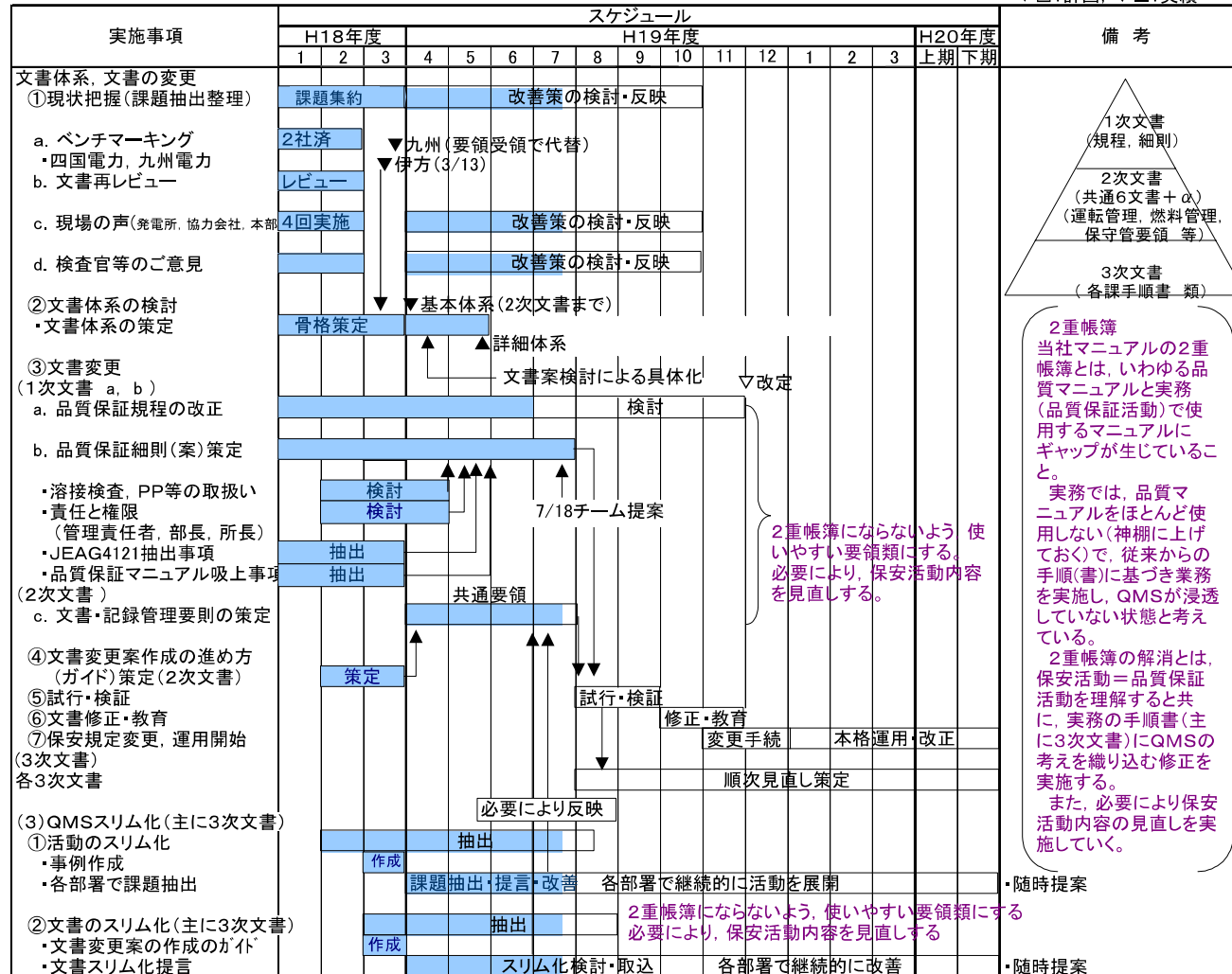
実施箇所：電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP1(2)(3) 4章QMS文書の変更、文書・活動のスリム化）

H19年7月末 現在

目 的	QMS高度化計画として、JEAC4111への適合性を確実にするとともに有効性を高めるため、JEAC4111の4章関係のQMS文書を再構築する。	実施内容	1. 品質マニュアル（一次文書）の体系及び構成の策定 2. 二次文書を含む全体体系の策定 3. 文書策定ガイドラインの作成 4. 一次文書、二次文書の作成
要求事項	・ JEAG4121を念頭に置いたマニュアル体系を再整備及び、内容の再見直し。 ・ 品質マニュアルに横串機能がなく、組織全体の統一的管理ができないことの改善。 ・ 2次、3次文書と、品質マニュアルとの不整合（2重帳簿）の改善 ・ 活動方針の一つである現場が使いやすいシンプルで有効なQMSへの実現。		

ー凡 例ー
▽□:計画、▼■:実績



平成19年3月：ベンチマーキング
平成19年2月：文書再レビュー
平成19年3月：課題の集約
平成19年4月：全体体系の策定
平成19年4月：ガイドラインの策定
平成19年4月：文書作成作業開始

・随時提案

・随時提案

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
決定した文書体系および作成した文書作成ガイドラインに基づき、各文書の作成作業を実施中。 細則 : レビュー終了 文書・記録管理要領: 1 次案検討中	（検証方法） 業務が今回策定する要則、要領に従って、過不足なく実施できるかどうかについて、シミュレーションを行い確認する。 確認のポイント ▪ JEAC の要求事項の充足 ▪ 各組織、各課における統一性 ▪ 業務の適合性（二重帳簿の解消） ▪ 業務の効率性 ▪ 2 次文書と 3 次文書のインターフェース （検証結果）		



信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表



【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP1（2）（3）5章QMS文書の変更、文書・活動のスリム化）

H19年7月末 現在

目 的	QMS高度化計画として、JEAC4111への適合性を確実にするとともに有効性を高めるため、JEAC4111の5章関係のQMS文書を再構築する。	実施内容	1. マネジメントレビューのシステム構築 ①システムの構想整理 現行システムの調査、問題点の整理を実施し、他社のシステムを調査する。 ②マネジメントレビュー要領の整備 QMS全体として整合のとれた活動ができる要領整備を行う。 2. 責任及び権限の整理 ①審査部門と実施部門 ②調達部門と実施部門 3. 内部コミュニケーション ①現行会議体の位置付け ②QMS推進会議体の設置
要求事項	・トップマネジメントの意志および現場の声が反映できるマネジメントレビューの手順の確立 ・責任及び権限の明確化 ・内部コミュニケーションの強化		

具体的な行動計画

一凡 例一
▽□：計画、▼■：実績

実施項目	スケジュール（平成19年度）											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
マネジメントレビューのシステム構築 ①システムの構想整理 ②要領の整備		5/22 ▼	▼6/9▼6/28 ▼6/4▼6/13	▼7/12			マネジメントレビュー					
		調査・構想	要領の整備						意見聴取・評価			
責任及び権限 ①審査部門と実施部門 ・マネジメントレビュー ・内部監査 ②調達部門と実施部門 ・調達先評価・選定			▼6/8	▼6/25								
		検 討										
				▼6/25▼7/10								
		検 討										
内部コミュニケーション ①現行会議体の位置付け ②QMS推進会議体設置				▼7/5								
		検 討										
細則案				▼7/5▼7/27								
		検 討 作 成 調 整										

- マネジメントレビューのシステム構築
 - ・H18年度 四国（11/26）、九州（11/24）調査
 - ・H19.5.22 方向性についてGr会議
 - ・H19.5.29 東北電力の仕組み聞き取り
 - ・H19.6.4 要領0次案提示
 - ・H19.6.9 発電所、審査、本部でコア部分検討
 - ・H19.6.13 要領1次案提示
 - ・H19.6.28 要領2次案提示
 - ・H19.7.12 要領3次案提示
- 責任及び権限
 - ・H19.6.8 素案提示
 - ・H19.6.25 リーダー会に案提示
 - ・H19.7.10 発電所にて調整
- 内部コミュニケーション
 - ・H19.5.22 方向性について確認
 - ・H19.7.5 発電所にて調整
- 細則案
 - ・H19.5月～6月 原案作成
 - ・H19.6.25 リーダー会に案提示
 - ・H19.7.5 発電所にて調整
 - ・H19.7.27 リーダー会にて調整

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
マネジメントレビュー ・マネジメントレビューの方法について構想整理済み。 ・構想に基づき、要領を策定中。 責任及び権限 ・細則への記載と組織図にて対応予定。 内部コミュニケーション ・現行会議体を内部コミュニケーションとして位置付ける方向で整理中。 ・QMS推進者会議の構想継続中。 細則案 ・上記項目と調整しながら策定中。	（検証方法） 今回策定する要領、要領に従って、マネジメントレビューが効果的に実施できるか、シミュレーションを行い確認する。 確認のポイント ・JEACの要求事項の充足 ・各組織、各課における統一性 ・業務の効率性 ・2次文書と3次文書のインターフェース （検証結果）		

Page 10 of 10

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。

- 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
- 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

アクションプラン進捗管理表

(AP 1 (2) (3))

7章QMS文書の変更、文書、活動のスリム化)

19年7月末 現在

具体的な行動計画														
実施項目	平成 19 年度												平成 20 年度	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
7 章関係の文書再構築 1. 規程・細則（保安規定の検討含む） 2. 設計・開発要則 3. 調達管理要則 4. 社外監査要則 5. 外部コミュニケーション要則		▼5/25 ▼5/21 文書変更案作成		▼7/11 ▼7/10	▼7/24,25		▽							
					試行・検証		▽							
							修正							
								▽	変更手続	▽				
											本格運用・改正			

一凡 例一
▽□：計画，▼■：実績

- (1) 5/21：設計、調達関係打合せ（7 章作業 Gr 設置）
- ・設計、調達関係の文書体系、課題等の確認後、共通要件策定開始
- (2) 5/25：外部コミュニケーション打合せ
- ・外部コミュニケーションの文書体系、課題等の確認
- (3) 7/10：調達関係打合せ
- ・「調達管理要則」「調達先評価要則」1 次案について検討
- ・供給者の評価・選定について確認
- (4) 7/11：設計関係打合せ
- ・「設計・開発管理要則」2 次案について検討
- (5) 7/24, 25：外部コミュニケーション関係打合せ
- ・外部との情報の整理を行い、「外部コミュニケーション要則」策定
- (6) 以下の時期に QMS チーム等へ報告
- H19.9：試運用結果
- H19.11：各組織へ 3 次文書の変更依頼
- H19.12：2 次文書、3 次文書の改正状況

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価	備考（懸念事項他）
細則：プロセス図を作成し、文面案策定済み。 設計・開発要則：現状の各組織業務フローを作成し JEAC4111 への適合性について検討済み。 検討結果に基づき、プロセス図を作成し、文面案を策定し、7 章作業 G r 打合せにより修正を実施中。 調達管理要則：プロセス図を作成し、文面案を策定し、7 章作業 G r 打合せにより修正を実施中。 ・供給者の評価は実施部門が行い、評価した供給者の中から調達部門（資材等）が選定を行う手順を含めることにしたことから、現在策定中の「調達先評価要則」は廃止することとした。 別紙一 1 社外監査要則は、供給者の評価手段として、7. 4 調達に位置付けられるため、「調達管理要則」の別紙として策定し、7 章作業 G r により修正を実施中。 別紙一 2 品質保証仕様書の文面案策定済み。 ・「2007 年追補版」付属書である標準品質保証仕様書を参考に策定した。 外部コミュニケーション要則：プロセス図を作成し、文面案を策定した。 ・JEAC4111 では「顧客」を国民および国民の負託を受けた原子力安全規制としていることから、外部コミュニケーションとは、国民の負託を受けた原子力安全規制側および地元自治体とのコミュニケーションを図ることとした。 ・他プラントの故障・トラブル情報は、「予防処置管理要則」において扱うこととした。	（検証方法） 業務が今回策定する要則、要領に従って、過不足なく実施できるかどうかについて、シミュレーションを行い確認する。 確認のポイント ・ JEAC の要求事項の充足 ・ 各組織、各課における統一性 ・ 業務の適合性（二重帳簿の解消） ・ 業務の効率性 2 次文書と 3 次文書のインターフェース （検証結果）		

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表 (AP1 (2) (3) 8章QMS文書の変更, 文書, 活動のスリム化)

平成19年7月末 現在

目 的	J E A C 4 1 1 1 への適合性を確実にするとともに有効性を高めるため、J E A C 4 1 1 1 の 8 章 QMS 文書を再構築する。	実施内容	8 章関係の以下の文書を再構築する。 1. 規程・細則（保安規定の検討含む） 2. 不適合管理 3. 予防処置 4. 評価・改善 5. 試験・検査 6. 内部監査 7. 原子炉施設の定期的な評価
要求事項	- QMS 再レビュー（J E A G 4 1 2 1）の改善策の反映 - 保安検査での違反事項判定表、監視事項処理表など指摘事項への対応 ①各組織が横断的・連携して取り組む事項、各組織の活動状況を組織全体の視点から分析すべき事項に係る仕組み、手順がない。 ②改善の機会（内部監査、マネジメントレビュー、J E A G 4 1 2 1-2005 の発行等）が効果的に活用されていないため、QMS 全体の仕組み、プロセスに関する本質的な改善が進んでいない。 ③組織の階層毎に不適合管理の判断基準を定めることを許容する仕組みのため、組織が一体となって取り組むべき継続的改善に結びつく重要な活動の一つである是正処置が適切に実施される状況になっていない。 ④不適合管理を実施すべき事象の管理が行われていない。等		

具体的な行動計画

一凡 例一
▽□：計画，▼■：実績

実施項目	平成 19 年度												平成 20 年度	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
8 章関係の文書再構築		▼5/18		▼										
1. 規程・細則（保安規定の検討含む）	文書変更案作成													
2. 不適合管理														
3. 予防処置														
4. 評価・改善					試行・検証									
5. 試験・検査							修正							
6. 内部監査							▼							
7. 原子炉施設の定期的な評価							教育							
							▼		変更手続	▼				
											本格運用・改正			

以下の時期にQMSチーム等へ報告

H19.5.18：プロセスと課題整理表

H19.7：QMS文書案の取りまとめ状況及び試行計画

H19.9：試行・検証結果および教育計画
(H19.10：各組織へ教育計画を送付)

H19.11：各組織へ3次文書の変更を依頼

H19.12：2次文書、3次文書の改正状況

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価	備考（懸案事項他）
規程：現行保安規定の記載と同様に1次案を作成済 細則：試行検証案作成済 不適合管理：試行検証案作成済 予防処置：J E A G再レビュー等からの改善提案を反映し、本文、表、図等を含む試行検証案作成済 評価・改善：新文書体系として、「8.4 データの分析」に関する管理の方法を定める二次文書を作成することとし、本文、図表を作成済。フロー図を作成中。 試験・検査：試行検証案作成済 内部監査：考査部門の提言をベースとして試行検証案作成済 原子炉施設の定期的な評価：試行検証案作成済	（検証方法） 業務が今回策定する要則、要領に従って、過不足なく実施できるかどうかについて、シミュレーションを行い確認する。 確認のポイント ・JEACの要求事項の充足 ・各組織、各課における統一性 ・業務の適合性（二重帳簿の解消） ・業務の効率性 ・2次文書と3次文書のインターフェース （検証結果）		



信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表



【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。

○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。

○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表（AP2（2） 設計・開発、調達の改善）

H19年7月末 現在

目 的	ECSSストレナに関する保安検査指摘事項を踏まえ、設計・開発、調達についての責任分担を明確化する。	実施内容	1. 現状の設計・開発、調達の問題点抽出 2. 改善策の策定 3. QMS文書への反映
要求事項	(1) JEAC-4111 (2) JEAG4121-2005 (2007 年追補版)		

具体的な行動計画

ー凡 例ー
▽□：計画、▽■：実績

・第2WG（保守管理要領の見直し）の中で活動（2回／週）

実施項目	スケジュール（平成 19 年度）												平成 20 年度		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期	
1. 現状の設計・開発，調達の問題点抽出					保守管理要領見直し作業の中で問題点分析を実施										
2. 改善策の策定															
3. QMS 文書への反映															
4.															

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
・問題点の抽出を完了（7月末：目標どおり）	（検証方法） QMS高度化の検証または保安運営委員会等で妥当性確認 （検証結果）		



信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表



【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表（AP2（3） 保守管理要員の教育訓練）

H19年7月末 現在

目的	保守管理に求められる教育訓練項目についての問題点・要望事項の抽出し、教育訓練の改善に寄与する。	実施内容	1. 保守管理に関連する教育訓練の問題点・要望事項の抽出
要求事項	（1）保守管理に必要な教育・力量の明確化		

具体的な行動計画

一凡 例一
▽□：計画、▽■：実績

・第2WG（保守管理要員の見直し）の中で活動（2回／週）

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
1. 保守管理に関連する教育訓練の問題点・要望事項の抽出	保守管理要員見直し作業の中で問題点分析を実施				▽AP6へアウトプット									
2.														
3.														
4.														

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
・現状の教育・訓練の分析中（進捗率：80%）	（検証方法） なし （検証結果）		

11/11/11

- 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
- 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

H19年7月末 現在

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
・メーカーにより未点検機器等の抽出および他プラント運転実績に基づく予防保全対策を取り纏め中。 ・修繕費等の予算確保のために、必要性、規模等について検討中。	（検証方法） ・確実な予防保全計画を作成して評価を行なうとともに保安委員会にて報告する。 （検証結果）		



実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP3（1） 不適合管理，是正処置，予防処置のシステム検討）

平成19年7月末 現在

目 的	不適合の是正処置，予防処置を機能的かつ有効に実施するためのシステムを構築する。	実施内容	- 効果的なシステム検討 不適合管理に係る効果的なシステム（グレード別の管理方法，検討会議のあり方等）の検討，構築を行う。 - グレード分けの検討 機器の重要度に応じたグレード分けの見直し，改善を行う。 - データ分析活用方法の検討 不具合等に係るデータ分析，活用方法の仕組み，ルールを検討し，要則を整備する。 - 要領書改正 構築したシステムを試行・検証し，要領書を改正する。
要求事項	- QMS関係者意見への対応 不適合に関する管理の程度（識別の方法の程度，不適合処置方法の程度，不適合記録の程度等）が明確でない。不適合に重要度がなく，全て発電所長の承認となり負担である。 - 保安検査での指摘事項への対応 ①組織の階層毎に不適合管理の判断基準を定めることを許容する仕組みのため，組織が一体となって取り組むべき継続的改善に結びつく重要な活動の一つである是正処置が適切に実施される状況になっていない。 ②マネジメントレビューへのインプット情報がQMS全体の改善に寄与する運営となるよう「データ分析」プロセスを構築する必要がある。		

具体的な行動計画

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
1. 効果的なシステム検討 （暫定運用の評価を含む）							▼							
	検討													
2. グレード分けの検討				▼										
	検討													
3. データ分析活用方法の検討				▼										
	検討													
4. 要領書改正							▼							
							試行・検証・変更							
													本格運用	

以下の時期にQMSチーム等へ報告

H19.7：細則，二次要則，試行・検証方法

H19.9：試行・検証結果，検討会，WGのあり方

H19.12：2次文書，3次文書の改正状況

現在の状況	対策の検証方法と検討結果	自己評価	備考（懸案事項他）
- 不適合管理検討会及び是正処置WGを暫定運用中 - 不適合管理・予防処置委員会の位置付け，グレード分け（管理の程度，記録の程度），協力会社からの知見の扱いを検討中 - データ分析 データ分析フロー及び統計的手法の適用，管理責任者への情報集約方法を検討中	（検証方法） 1～3については，計画どおり進捗していることをマイルストーンの時期に評価を受ける。 4.については，シミュレーションを実施し，検証する。 （検証結果）		



信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表



【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表

(AP3 (2))

根本原因分析の的確な実施)

平成 19 年 7 月末 現在

目 的	分析手法を習熟するとともに、確実な正処置、予防処置に資するため根本原因分析活動を行う。	実施内容	1. 新たな分析手法の調査 現在、採用している手法以外の RCA 手法について、他社その他異業種の調査を実施する。
要求事項	- 平成 19 年中に、実用炉規則が改正予定であり、平成 19 年 11 月末（保安規定変更申請）までに根本原因分析の方法及び実施体制を明確にする必要がある。 - 安全管理技術評価WG意見への対応として、分析をより有効とするため新たな手法に取り組む必要がある。		2. 根本原因分析要領書の整備 分析手法、対象事象スクリーニング基準等の RCA 運用に係る要領書整備を行う。 3. 根本原因分析活動 年間 2 件以上の分析活動を行い、その分析結果をもとに、必要に応じて QMS の見直しを行う。 4. 情報収集 中央大会議、RCA 研修会へ参加し、RCA 手法や国の要求事項の情報を収集する。

具体的な行動計画

ー凡 例ー
▽□：計画、▼■：実績

実施項目	スケジュール（平成 19 年度）												平成 20 年度	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
1. 新たな分析手法の調査		手法調査試行	▼6/14	QMS 検討チーム										
		▼5/18	電中研レビュー											
			根本原因分析手法・手順の確立											
2. 根本原因分析要領書の整備				根本原因分析要領書の整備										
							試行・検証							
3. 根本原因分析活動		▼5/18	QMS チーム	▽				▽保安規定申請						
							事例分析（2 事例/年程度）							
4. 情報収集				JNES 原子力安全文化検討会、電気協会根本原因分析WG、RCA 講習会などに参加										
		▼5/31	電中研意見交換会					講習会						
		▼5/22, 23	講習会	▽7/11	講習会		▽							

以下の時期に QMS チーム等へ報告

H19.4.2：RCA 年間活動計画
H19.5.18：2 件（島根 1 号機高圧注水ポンプ駆動用タービンからの漏洩、島根 1 号機給水加熱器使用前検査不適合）の RCA 活動計画
H19.6.14：調査・試行結果
H19.8：2 件の分析結果
H19.9：根本原因分析要領書
H19.11：根本原因分析要領書の試行結果

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価	備考（懸案事項他）
2 件の事例分析を実施中 - 調査及び情報収集を継続実施中 H19.2.22：電中研手法を調査 H19.3.15～16：RCA 研修会に 4 名派遣し、各種手法を調査 H19.5.22～23：RCA 研修会に 4 名派遣し、上記手法の事例研修に参加 H19.5.31：電中研主催の情報交換会に 3 名派遣 H19.7.11：RCA 研修会に 5 名派遣し、データベース事例の分析研修に参加 - これまでの調査結果、試行結果に基づき、根本原因分析要領書を検討中	（検証方法） 計画どおり進捗していることをマイルストーンの時期に確認し評価を受ける。 新たな手法の確立、要領書の整備にあたっては、シミュレーションを実施し、検証する。 （検証結果）		

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表 （AP 4 （1）マネジメントレビューのシステム構築（2）効果的なマネジメントレビューの実施，（3）品質方針の改正）

H 1 9 年 7 月 末 現在

目 的	トップマネジメントがその役割と権限を十分に発揮できる、マネジメントレビューのシステムを構築する。	実施内容	(1) マネジメントレビューのシステムの構築 ①システムの構想整理 現行システムの調査、問題点の整理を実施し、他社のシステムを調査する。 ②マネジメントレビュー要領の整備 QMS全体として整合のとれた活動ができる要領整備を行う。 ③関係箇所との調整 適宜関係箇所と調整を行う。 ④評価 秋以降に実施予定のマネジメントレビューに今回、作成の要領を仮適用し、関係箇所からの意見を聴取し検証を行う。
要求事項	マネジメントレビューの全体的な見直し △インプット内容・方法 ・適切なインプット項目を設定し、評価の視点の明確化を図る。 △アウトプットの内容・方法 ・具体的にアクションに移りやすい表現とする。 ・業務実施計画書に反映するルール策定（アウトプットの周知徹底） △開催時期 ・適切な開催時期を設定 等		(2) 効果的なマネジメントレビューの実施 (3) 品質方針の改正

具体的な行動計画

一凡 例一

▽□：計画，▼■：実績

実施項目	スケジュール（平成 19 年度）												平成 20 年度	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
（１）マネジメントレビューのシステムの構築		他社調査 ▼5/29												
①システムの構想整理		▼5/22 構想の整理												
②要領の整備			▼6/9▼6/28 ▼6/4▼6/13 ▼7/12 要領の整備											
③関係箇所との調整														
			電話・メールで随時調整											
④検証							マネジメントレビュー							
								意見聴取・評価						
（２）効果的なマネジメントレビューの実施	▼4/1													
（３）品質方針の改正	▼4/2		▼6/8 実施											

（１）マネジメントレビューのシステムの構築

- ・ H18 年度 四国（11/26），九州（11/24）調査
- ・ H19. 5. 22 方向性について G r 会議
- ・ H19. 5. 29 東北電力の仕組み聞き取り
- ・ H19. 6. 4 要則 0 次案提示
- ・ H19. 6. 9 発電所、考査、本部でコア部分検討
- ・ H19. 6. 13 要則 1 次案提示
- ・ H19. 6. 28 要則 2 次案提示
- ・ H19. 7. 12 要則 3 次案提示

（２）効果的なマネジメントレビューの実施

- ・ H19. 4. 1 マネジメントレビューの変更
経営会議⇒社長報告へ変更
- ・ H19. 6. 8 マネジメントレビュー実施

（３）品質方針の改正

- ・ H19. 4. 2 品質方針の改正

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
・ マネジメントレビューの方法について構想整理済み。 ・ 構想に基づき、要領を策定中。 ・ 資源に特化したマネジメントレビューの手順を検討中。	（検証方法） 今回策定する要則、要領に従って、マネジメントレビューが効果的に実施できるか、シミュレーションを行い確認する。 確認のポイント ・ JEAC の要求事項の充足 ・ 各組織、各課における統一性 ・ 業務の効率性 ・ 2 次文書と 3 次文書のインターフェース （検証結果）		



信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表



【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。

○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。

○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP5（1）（3）内コミ、情報共有化）

H19年7月末 現在

目的	（1）共有すべき情報については、主管箇所、共有化の窓口、伝達ルールを定め、確実な共有化を実施する。	実施内容	（1） 現在、各組織が入手している情報及び入手する必要があるについて棚卸しを行い、内部コミュニケーションとして情報共有すべき情報を選択する。
要求事項	（1）QMS高度化の課題：外部文書を本部・発電所で咀嚼して共有できるようにする必要があることへの対応（RCA） （2）トップマネジメントの意向（コミュニケーション充実、情報共有化）への対応		（2） 選択した情報について情報の主管、共有化の窓口、伝達のルールを定める。 （3） 定めた手順で、試運用を行い、遺漏なく実施できることを確認し、正式な運用とする。

実施事項	スケジュール															進捗状況 今後の予定		
	H18年度			H19年度													H20年度	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		上期	下期
(1)内部コミュニケーションの改善 ①経営層の現場訪問・意見交換 ・発電所他 ・協力会社 ・本部 ②組織間の連携強化 ・QMS連携組織の設置 ・QMS推進者の設置 (3)情報共有ルールの明確化 ②共有情報整理 (内部・外部文書) ・文書、主管の明確化				松井部長(4/2)														
				▼														

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
・ 各担当で入手している情報の棚卸を終了。 ・ 情報の選別、フローのレビューを実施中。	（検証方法） ・ 実施結果について、アンケート等で効果を確認する。 （検証結果）		

11/11

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。

- 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
- 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

アクションプラン進捗管理表（ＡＰ５（２）外部コミュニケーションの改善）

H 1 9 年 7 月 末 現在

目 的	(1) 規制に関する情報の入手・伝達方法や処理・活用方法について、プロセスを明確にする。 (2) 共有すべき情報については、主管箇所、共有化の窓口、伝達ルールを定め、確実な共有化を実施する。	実施内容	(1) 現在、各組織が入手している情報及び入手する必要がある情報について棚卸しを行い、それらの情報について、外コミに相当する情報を選択する。 (2) 選択した情報について現状のプロセスをレビューし、確実に入手し、処理・活用する手順を策定する。 (3) 策定した手順を、QMS文書再構築における外部コミュニケーション要則策定作業のインプットとして、要則に織り込む。 (4) 作成した要則に基づき運用が遺漏なく実施可能か否か試運用を経て、保安規定を改正し、正式な運用とする。
要求事項	(1) H18 年第 2 回保安検査（外部の情報についてどこから、どの情報を入手し、それをどのように処理、活用するかというシステムがない）への対応 (2) QMS 高度化の課題：外部文書を本部・発電所で咀嚼して共有できるようにすることへの対応（RCA） (3) トップマネジメントの意向（コミュニケーション充実、情報共有化）への対応		

具体的な行動計画

具体的な行動計画																		一凡 例一 ▽□：計画,▽■：実績	
実施事項	スケジュール																進捗状況, 今後の予定		
	H18年度			H19年度										H20年度					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	上	下		
(1)外部コミュニケーションの改善実施 ①情報の棚卸, 選別						棚卸	選別												
②現在のプロセスのレビュー, 入手・処理・活用する手順策定							検討												
③策定した手順を織込み, 外部 コミュニケーション要則作成						作成		試運用		保安規定改正									
④各種委員会への参画								継続実施											

- ・6月11日計画キックオフ
- ・6月14日チーム会提出
- ・6月20日保安検査説明
- ・6月29日棚卸終了
- ・7月24～25日要則作成(手順の確認)

・外部コミュニケーション要則
(安全情報処理要領,
お客様対応要領)

・各種委員会
QMS作業部会（電気協会）
安全文化（J E N S）他

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
- 各担当で入手している情報の棚卸を終了。 - 手順の作成（既存の手順の確認）。 - 要則作成。	（検証方法） - 外部コミュニケーション要則への反映確認 - 社外からの要求事項への対応実施率 （検証結果）		

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価	備考(懸案事項他)
- 現在実施中の施策について、実施状況をフォロー中。 - 現在の活動内容の評価について、評価方法、分担を決定し評価中(評価終了予定 7 月 20 日)	アンケート、試験、意見交換等により、理解度、浸透度を把握する。		



信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表



【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP 6（1）QMS の教育の改善（QMS 関係分）

H 1 9 年 7 月 末 現在

目 的	本年度の教育・訓練計画に基づき、QMS の教育を計画的に実施するとともに、各教育・訓練の有効性について評価検討し、平成 20 年度以降の QMS 教育の改善を図る。	実施内容	1. 教育計画の策定および改善 2. 階層別教育の計画的実施 3. 全体集合教育の計画的実施 4. 新しい教育プログラムの導入 個々の要員自らが、主体的に QMS の基本を学び理解を深めることを目的として、e-ラーニングによる QMS 教育（JEAC4111 の概要：制定の経緯、特長、原子力発電所における品質保証活動等）を導入。
要求事項	平成 18 年度に実施した QMS レビュー結果の反映 （１）現場の声の反映（JEAC4111 の理解不足、抽象的な表現が多くてなじめない、管理職の QMS に関する理解度が十分でない） （２）根本原因分析からの課題（QMS 教育の充実を図る必要がある）		

具体的な行動計画

実施項目	スケジュール（平成 19 年度）												平成 20 年度	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
1. 教育計画の策定及び改善			▼検討委員会		▽	▽		▽		▽		次年度教育計画に反映		
	教育計画の策定		QMS 教育の改善検討											
						文章再構築より								
2. 階層別教育の計画的実施		▼		▼		▽					▽			
		実施												
		継続実施（適宜計画見直し）												
3. 全体集合教育の計画的実施		▼		▼					▽		▽			
		実施												
		継続実施（適宜計画見直し）												
4. e-ラーニングの導入			▼導入検討	▼製作開始					▽		▽			
	導入検討			製作									改善・強化	

- ・ H19. 3. 15：平成 19 年度教育・訓練計画の策定（電源事業本部（原子力建設））
- ・ H19. 3. 28：平成 19 年度教育・訓練計画の策定（発電所）
- ・ H19. 3. 30：平成 19 年度教育・訓練計画の策定（建設所）
- ・ H19. 4. 4：平成 19 年度教育・訓練計画の策定（電源事業本部（原子力））
- ・ H19. 4. 6：平成 19 年度教育・訓練計画の策定（原子力部門）
- ・ H19. 5. 22-23：品質保証監査員のための講習（ISO9001 内部監査員コース）実施
- ・ H19. 5. 24～：平成 19 年度品質保証に関わる社長ビデオメッセージ配信および視聴
- ・ H19. 6. 1：e-ラーニングの導入決定
- ・ H19. 6. 8：第 1 回検討会実施
- ・ H19. 6. 14：品質保証教育（新入社員）実施
- ・ H19. 7. 10-11：品質保証監査員のための講習（2 回目）実施

現在の状況	対策の検証方法と検証結果有	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
・ 本年度の教育・訓練計画に基づき、QMS の教育を計画的に実施している。 ・ e-ラーニングの導入決定。 ・ 第 1 回 QMS 教育改善検討会（準備会）を開催し、今後の検討方法を決定した。 ・ e-ラーニングの製作中（原稿作成、ナレーション録音済。）	（検証方法） ・ 各々の教育・訓練について、教育・訓練実績報告書等に基づき、QMS 教育改善検討会でその有効性について検証していく。 （検証結果）		



信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表



【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表（ＡＰ６（２） 品質保証センターによる活動支援）

Ｈ１９年７月末 現在

目 的	QMSの認識を高め業務のツールとして活用できるようにし、またPDCAが十分に回るようにする。	実施内容	1. 品質保証センターのスタッフが発電所各課が取り組む検査対応、不適合管理（日常業務）等においてアドバイス等の支援活動（サポート）を行うことにより、説明責任を果すためのQMS理解度向上を支援し、合わせて、検査担当課の負担軽減および効率的な業務運営つなげる。 2. 「ＡＰ６（１）QMS教育の改善」に従って、発電所員が、業務実施において活動の意味と重要性の認識および品質目標達成に向けた貢献度が認識できるような教育の実施を支援する。 3. 「ＡＰ３（１）確実な不適合管理、是正処置、予防処置の実施」で構築するプロセスに従って、不適合管理が的確に実施できる管理を支援する。
要求事項	1. 発電所員のQMSに対する認識の充実を図る。 - 各自が製品である原子力安全の説明責任を果すために、QMS理解度向上の支援。 - 業務の実施において自らの活動の意味と重要性の認識および品質目標達成に向けた貢献度が認識できるようなQMS教育への支援。 - 不適合管理プロセスにおいて、管理が的確に実施できるための支援。		

具体的な行動計画

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
	－凡 例－ ▽□：計画、▼□：実績													
1. 品質保証センターのスタッフが発電所各課が取り組む検査対応、不適合管理（日常業務）等において、アドバイス等の支援活動（サポート）を行う。														
・保安検査			▼			▼			▼			▼	▼	▼
・定期事業者検査		▼	▼	▼	▼				▼	▼	▼	▼		
・不適合管理（日常業務）等	▼	▼	▼	▼	▼									
・QMS試行・検証段階等での修正提案						▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼		
2号機														
1号機														
試行・検証段階														
運用段階														

- ・6/5～6/29保安検査対応支援活動
- ・5/14～定期事業者検査安全管理審査（文書審査含む）対応支援活動
- ・4/1～不適合管理（日常業務）等支援活動

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
1. 保安検査、定期事業者検査、不適合管理（日常業務）等について適宜必要により品質保証センターが各課をサポートしている。 2. 「ＡＰ６（１）QMS教育の改善」にて進捗中 3. 「ＡＰ３（１）確実な不適合管理、是正処置、予防処置の実施」にて、不適合管理プロセスを構築（不適合管理要則）中	1. 通常業務の中で適宜取り組む活動であることから対策の検証方法等について特に定めない。なお年度末に人的な不適合発生等の分析を通じ取り組み状況について自己評価を行う。 2. QMS教育改善におけるセンターの支援として位置付け取り組む（ＡＰ６） 3. 不適合管理の管理が確実に実施できる支援の仕組みが構築されている（ＡＰ３関連）		



信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表



【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP6（3）技術継承施策の実施（力量の明確化））

H19年7月末 現在

目 的	教育訓練の充実にあたり、業務遂行に必要な力量の明確化を行い、効果的な人材育成と技術力の向上を図る。	実施内容	1. 新力量の詳細検討 各課・担当別の業務遂行に必要な力量を抽出および設定する。 2. 教育訓練カリキュラム策定 上記の力量取得のための教育訓練カリキュラムを策定する。 3. 教育訓練の有効性評価 確認試験問題作成
要求事項	・保安検査での指摘事項への対応（共通的な力量について作成し、運用しているが、業務に適合した力量についても設定の必要がある。） 業務にあった力量の設定 教育・訓練後に有効性評価		

具体的な行動計画

ー凡 例ー
▽□：計画，▼■：実績

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
3. 概念検討		▼5/10教育訓練検討会		▼7/13教育訓練検討会										
		検討												
4. 新力量の詳細検討					▼W/G 設置									
					新力量の詳細検討								新力量制度の導入	
3. 教育訓練カリキュラム策定														
					検討・策定								教育の実施	
4. 確認試験問題作成														
								問題作成 教育訓練検討会方針スケジュール					一部導入・継続作成	

- 5/10 教育訓練検討会を実施
新力量原案について検討
- 7/13 第2回教育訓練検討会において、WGでの検討事項を決定。
- 7/27 電源事業本部品質保証運営委員会にて第2回教育訓練検討会検討事項報告

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
・新力量の設定方法について、原子力部門の各教育訓練主管箇所で開催中。 ・7/13 第2回教育訓練検討会において、WGでの検討事項を決定。	（検証方法） ・確認試験の導入・実施 （検証結果）		



信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表



【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。

○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。

○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表（AP6（3）技術継承施策の実施（暗黙知の形式知化施策の実施））

H19年7月末 現在

目 的	作業における暗黙知を形式知化する。	実施内容	1. ノウハウに関する記載を充実した2号機作業手順書の見直し
要求事項	（1）作業手順書の中にノウハウに関する記載を充実させる。		

具体的な行動計画

ー凡 例ー
▽□：計画、▽■：実績

実施項目	スケジュール（平成 19 年度）												平成 20 年度	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
1. ノウハウに関する記載を充実した 2 号機作業手順書の見直し														
2.														
3.														
4.														

・2号機第14回定検の作業手順書にノウハウに関する記載を充実させるよう見直し作業を実施済み。

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
・2号機第14回定検の作業手順書にノウハウに関する記載を充実させるよう見直し作業実施済み。実施結果の集約中（進捗率：90%）	（検証方法） 作業手順書の承認により確認。 （検証結果） 現在までのところ100%実施		



信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表



【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。

○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。

○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表（AP7（1） 協会社とのコミュニケーション方策改善）

H19年7月末 現在

目 的	協会社と十分なコミュニケーションをとる	実施内容	1. 協会社とのコミュニケーションの分析と改善
要求事項	(1) 協会社へ、調達要求事項を確実に伝える。 (2) 協会社から、設備情報・改善要望事項等を得る。 (3) 協会社とのコミュニケーションの明確化		

具体的な行動計画

ー凡 例ー
▽□：計画，▽■：実績

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
1. 協会社とのコミュニケーションの分析と改善					現状のコミュニケーションの分析									
					改善案の策定									
								QMS文書への反映						
2.														
3.														
4.														

・第2WG（保守管理要領の見直し）の中で活動（2回／週）

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
・現状のコミュニケーションの分析終了（7月末：目標どおり）	（検証方法） 第2WGでの評価 （検証結果）		

目 的	調達管理を適切に実施する。	実施内容	1. 中央大における動向把握 2. 調達管理要領の見直し 3. RCA 等発注仕様書の見直し
要求事項	(1) JEAG4121-2005 (2007 年追補版)		

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
1. 中央大における動向把握	▽QMS検討委員会													
2. 調達管理要領の見直し	JEAG4121-2005(2007年追補版)の要求事項を反映した調達管理要領の策定													
3. RCA等発注仕様書の見直し	調達管理要領を満足する標準発注仕様書の策定・QMS文書への反映													
4.														

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
JEAG4121 改定情報の収集（パブコメ版入手）	（検証方法） 保安運営委員会メンバーによる検証。 （検証結果）		

アクションプラン進捗管理表(AP7(5)保安の措置のために構すべき措置)

目 的	発電設備の総点検結果を踏まえて、保安をより確実に確保させるため、要領書、作業手順書等保安に関する文書について保安規定に定め、これを遵守する。		
要求事項	(1) 作業手順書等を適正に作成しこれを遵守した保安活動 (2) メーカーの安全技術についての情報を電力事業者間で共有しうるために必要な管理上の措置	実施内容	省令改正を受け、その意図することを検討の上保安規定および関係要領、手順書に反映する。

一凡 例一
▽□:計画, ▼■:実績

[illegible]

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価(終了時に記載)	備考(懸念事項他)
6月30日バブコメ終了 公布待ち	(検証方法) 省令改正に対応した保安規定の改正、関係要領類の改正または新規制定がされていること。 (検証結果)		

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表（AP7（6）委託における検査業務の適正性を確保するためのルール設定）

H19年7月末 現在

目 的	検査業務の適正性確保に向けて、委託における検査業務（補助ボイラばい煙測定）の適正性を確保するためのルールを設定する。	実施内容	1. 改ざん防止のためのルールの設定 検査結果の透明性・正確性の確保ならびに確実なチェック等を通じた当社の当事者意識の涵養や管理・監督責任の適切な履行等の観点から、委託における検査業務のルール設定を行なう。
要求事項	土用ダム問題等の再発防止策における法令に基づく検査業務の適正性確保のため、チェック体制の整備を図る。		2. グループ企業との規律ある健全な取引関係の構築 当社と委託先の双方において恣意的な取扱いが生じることのないよう規律ある協力関係を構築する。 3. 法令遵守徹底等の教育の実施 検査業務等に係る法令の重要性や実務面の知識の向上に関する内容を織り込んだ教育を実施する。

具体的な行動計画															－凡 例－ ▽□：計画, ▽■：実績	
実施項目	スケジュール（平成19年度）													平成20年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期		
1. 改ざん防止のためのルール設定 ・補助ボイラばい煙測定手順書に改ざん防止の手順を定める。 ・委託先との契約上の手続きを実施する			■ 手順の策定													
			■ 契約上の手続													
2. グループ企業との規律ある健全な取引関係の構築 ・検査業務を第三者（グループ企業を含む他の委託先）へ委託導入等を検討する。 ・委託先との契約上の手続きを実施する			■ 第三者への委託													
							■ 契約上の手続									
3. 法令遵守徹底等の教育の実施 ・作業着手前に検査委託先の業務従事者及び当社の業務関係者に対し、教育を実施する。 ・教育効果の確認をアンケート等により実施する。 ・毎年度、業務委託着手前に教育を実施する。			▽						▽				▽			

- ・6/29 委託先と報告等のルール設定に係る具体的内容について打合せを実施。
- ・7/31 委託先へ報告書等のルール設定（案）を提示。
- ・7/5 委託先と契約上の手続き等について打合せ実施。
- ・7/31 委託先へ契約手続（案）を提示。
- ・7/5 委託先に当社の取り組み内容を説明実施。

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
1. 改ざん防止のためのルール設定 ・手順書の改正作業実施中。	（検証方法） ・委託先の受託仕様書等に当社要求事項が記載されていることを確認。 ・教育の効果については、アンケート等により確認。		
2. グループ企業との規律ある健全な取引関係の構築 ・第三者委託先の選定等について検討実施中。	（検証結果）		
3. 法令遵守徹底等の教育の実施 ・6月1日に委託先の業務従事者及び当社の業務関係者に対し、教育を実施。			

実施箇所： 電源事業本部(原子力)

アクションプラン進捗管理表(AP8(1)原子炉主任技術者の独立体制)

H19年7月末 現在

目 的	原子炉主任技術者がその保安の監督の責任を十分にできることまたその指示にしたがうことを確実にするため独立性が担保される組織体制とする	実施内容	平成19年7月末までに、以下を反映した保安規定変更申請を実施 (1)原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができることへの対応 ○発電所の保安活動に関する情報入手し、法律および保安規定に抵触していないのか判断し、適切な行動を指示するため、原子炉主任技術者が保安活動に関する情報を確実に入手できるよう、職務等を定めた要領に明記する。 ○原子炉安全に関し、職務・組織に縛られることなく、原子炉安全を第一と考え臨機応変に対応するため、原子炉の運転に関する業務に関与しない部門が
要求事項	(1)原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができることへの対応 (2)経営責任者に対して原子炉主任技術者が直接に報告をし、指示を受けることができる体制を確保することへの対応 (3)組織面、人事面等においても、発電所の保安組織から独立性が確保され、発電所長等の関与によって原子炉主任技術者が行う保安の監督に支障が生じないようにすることへの対応 (4)原子炉主任技術者の業務が著しく過大とならないようにすることへの対応		

具体的な行動計画

ー凡 例ー
▽□:計画, ▼■:実績

実施事項	スケジュール(平成19年度)												平成20年度								進捗状況、今後の予定	完了事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	上期						下期						上期				下期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		8月	9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(1)原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備				保安委員会 保安規定記載案検討																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価(終了時に記載)	備考(懸案事項他)
・保安規定変更命令に対する保安規定の変更認可申請に合わせ準備中 ・7月末までに申請を行う	(検証方法) 原子炉主任技術者が組織的、人事的に独立したものとなっていること。 原子炉主任技術者が独立して活動できるよう関係する保安規定、要領等が改正または新規制定されていること。 (検証結果)		

H19年7月末 現在

目 的	発電設備の総点検結果を踏まえた、保安規定の変更命令、国からの行政処分に対し、経営責任者の関与、原子炉主任技術者の位置付けを明確にするとともに、経営責任者への報告、修理事務に係る記録の保存等について明確にする。	
要求事項	1. 保安規定の変更(変更命令対応) (1) 国に対する報告を行うべき事象及びこれと同等に重大な事態が発生した場合において経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与の強化 (2) 原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉主任技術者の独立性の確保 (3) 運転制限の逸脱又は告示で定められている安全上重要な機器等に係る技術基準の不適合が生じた場合には、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に報告 (4) 安全上重要な機器等の修理事務に係る記録の追加 2. 法令遵守体制等の保安規定への明確化 (1) 法令遵守のための体制に関すること (2) 安全文化を醸成するための体制に関すること (3) 事故等が発生した場合の原因を根本に遡って究明すること (4) 公開可能な安全上重要な情報の発信に関すること	1. 保安規定の変更(変更命令対応)(平成19年7月末までに変更認可申請) (1) の対応 ○適切な報告がなされる体制を構築するため、報告すべき事象が確実に報告されるように、第120条(報告)において、社長に報告すべき事象を明確にする。 ○報告すべき内容が正確となるよう所長および原子炉主任技術者の2つのルートにより社長へ報告することと確実な情報が報告される体制とする。 ○社長への報告は、あらかじめ定められた経路に従い、電話、電子メール等の手段で行われることを二次文書に明記する。また、タイムリーな報告に対しては、報告すべき職位が不在の場合にも確実に報告されるよう具体的方法については、二次文書に明記する。 ○報告がなされる体制を構築するために、第120条の2項において、所長から社長へ報告する旨を規定する。 ○現行の関与に加え、第120条(報告)第1項の事象が発生した場合、社長は所長および原子炉主任技術者からの報告を受け、報告内容に応じた指示を行うことを保安規定に明記し、社長の直接的関与を強める。 ○保安規定の条文中において、社長へ報告すべき場合を規定し、不明確とならないようにする。 ○報告すべき場合に該当するか否かの判断に現場が迷う場合に「積極的に」報告をするために、第120条(報告)第1項に規定する事象に「該当するおそれがある場合」についても発電所長および主任技術者に報告する旨、第120条に規定する。 (2) の対応 アクションプラン進捗管理表(AP8(1)原子炉主任技術者の独立体制)で対応 (3) の対応 運転上の制限からの逸脱時、安全上重要な機器等に係る技術基準への不適合が生じた場合、原子炉主任技術者が、自らの責任において、事態を確認し、その確認したところに従い正確な情報を社長に直接報告するよう保安規定に定める。 (4) の対応 ○安全上重要な機器等の修理事務に係る記録を作成して保存すべき記録の対象に含めるよう保安規定に明記する。 ○安全上重要な機器等の修理事務において、工事に必要な法令上の手続きの要否とその理由について、保安規定で定める記録として保存することを保安規定に明記する ○法令に基づく手続きを不要と判断した場合は、その理由も併せて記録として保存することを保安規定に明記する。 2. 法令遵守体制等の保安規定への明確化(平成19年9月末までに変更認可申請、根本原因分析については11月末)命令改正を受け、その意図することを検討した保安規定に反映する。

一凡 例一
▽□:計画, ▼■:実績

[illegible]

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価(終了時に記載)	備考(懸案事項他)
・保安規定変更命令に対する保安規定の変更認可申請準備中 ・7月末までに申請を行う	(検証方法) 保安規定変更命令に対応した保安規定の改正、関係要領類の改正または新規制定がされていること。 (検証結果)		

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP8（3）検査制度の見直しに対する対応）

H19年7月末 現在

目 的	発電設備の総点検結果を踏まえた、国からの行政処分に対し、運転上の制限の逸脱または技術基準への不適合時における事業者の対応について明確にする。	実施内容	(1)～(5)の対応（平成20年4月変更認可申請） プラント毎の保守管理活動を保全計画の策定を通じて充実強化させ、検査もプラント毎の特性に応じたきめ細かい検査に移行するための、省令改正を受け、その意図することを検討の上保安規定に反映する。 (6)の対応（平成19年9月変更認可申請） 運転上の制限の逸脱が発生した場合の国への通報について、省令改正を受け、その意図することを検討の上保安規定に反映する。
要求事項	(1)安全上重要な行為（起動・停止）に対する保安検査を先行実施 (2)保全計画記載要求事項に「プラント停止時の安全管理」を追加 (3)定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動の計画的実施を保全計画記載事項として要求 (4)プロセス確認型定期検査徹底のため、検査要領書を改正 (5)規格基準の透明性の向上 (6)運転上の制限の逸脱が発生した場合に通報を行うことを求める		

具体的な行動計画

ー凡 例ー
▽□:計画、▼■:実績

実施事項	スケジュール(平成19年度)												平成20年度						進捗状況、今後の予定	完了事項				
	上期						下期						上期								下期			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月						
(3)検査制度の見直しに対する対応																								
①安全上重要な行為(起動・停止)に対する保安検査を先行実施																								
②保全計画記載要求事項に「プラント停止時の安全管理」を追加																								
③定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動の計画的実施を保全計画記載事項として要求																								
④プロセス確認型定期検査徹底のため、検査要領書を改正																								
⑤規格基準の透明性の向上																								
⑥運転上の制限の逸脱が発生した場合に通報を行うことを求める																								
運転上の制限の逸脱が発生した場合に通報を行うことを求める																								

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸念事項他）
6月30日バブコム終了 公布待ち	（検証方法） 省令改正に対応した保安規定の改正、関係要領類の改正または新規制定がされていること。 （検証結果）		

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP8(4) 直近の定期検査における特別な検査への対応)

H19年7月末 現在

目 的	直近の定期検査において、国（NISA、JNES）が実施する特別な検査を受検する。	実施内容	〔特別な検査の実施概要〕 １．確認場所 ①事業者検査において、同時に確認する場所が２箇所以上ある場合には、各々の箇所で検査官が立会検査を実施。（複数の確認場所が同時にある場合には、抜き取りで確認場所を選定。） ２．検査前状態（条件）確認 ①検査前の状態や原子炉停止中の安全装置の構成が検査要領書等に記載された状態であることを確認。 ②検査前の状態や原子炉停止中の安全装置の構成について、処置方法が適切に定められていることの確認。
要求事項	○ 国の要求事項に基づく特別な検査の受検 ・「特別な検査の実施について（平成 19 年 5 月 8 日原子力発電検査課）」 ・「定期検査における特別な検査の実施について（平成 19 年 5 月 8 日原子力発電検査課制定）」		

具体的な行動計画

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
直近の定期検査における特別な検査		5/8												
		2号機第14回定期検査								1号機第27回定期検査				

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
<u>H19.7.31現在（受検検査数）</u>	（検証方法） —		
NISA定期検査対象 5／7件 （クラスⅠ）	（検証結果） —	—	
JNES定期検査対象 57／57件 （クラスⅡ）			



信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表



【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (A P 8 (5) 特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督への対応)

H 1 9 年 7 月 末 現在

目 的	島根原子力発電所に対する特別原子力施設監督官による特別な監査・監督	実施内容	〔保安検査の特別な監査・監督の内容〕 1. 特別原子力施設監督官による監査・監督 2. 保安検査期間を延長した特別な保安検査 ① 改正された保安規定の遵守状況確認 ② 定例試験（安全上重要な機器に係る試験、過去において不正が行なわれた試験等）への立会による機器等の健全性確認 ③ 再発防止対策の取組み状況確認
要求事項	○国の要求に基づく、19 年度保安検査の受検 ・ 特別原子力施設監督官による監査・監督 ・ 保安検査期間を延長した特別な保安検査		

具体的な行動計画

実施項目	スケジュール（平成 19 年度）												平成 20 年度	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
19 年度保安検査受検 ・ 各回の保安検査期間： 通常 3 週間→今年度 4 週間	▽ 4/27 特別原子力施設監督官発令（METI）													
	▽ 5/7 30 項目の具体的な行動計画策定（METI）													
	▽ 保安規定変更申請（7/31 申請）													
	第 1 回													
	第 2 回													
第 3 回												第 4 回		
保安検査の特別な管理・監督 ① 特別原子力施設監督官による監査・監督 ② 改正された保安規定の遵守状況確認 ③ 定例試験（安全上重要な機器に係る試験、過去において不正が行なわれた試験等）への立会による機器等の健全性確認 ④ 再発防止対策の取組み状況確認														

の対応について」発出
①保安規定変更命令（原子力関係）の行政処分
②METI 対応の 30 項目行動計画策定
○H19.5.7：保安規定変更命令文書（大臣から社長宛）
・ H19.7.31 までの申請を要求

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
○第 1 回保安検査完了 1. 保安検査期間 ・ 6/5～6/29（約 4 週間） 2. 特別原子力施設監督官の管理・監督 ・ 本部・発電所の保安検査実施（計 3 回） ・ 定期試験（1 号機 I-L P C I 系）への立会（1 回）	（検証方法） （検証結果）	――	

10/10

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。

- 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
- 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

アクションプラン進捗管理表 (AP8 (6) 制御棒引き抜け等の報告義務化)

H19年7月末 現在

目 的	国からの行政処分に関する取組み	実施内容	【設備面の対応】 1、CRD冷却水差圧「高」・「低」警報の分離。 2、CRD冷却水差圧「高」によるインターロックの追加。
要求事項	制御棒自然引き抜け防護対策		【運用面の対応】 3、HCU隔離手順の整備

一凡 例一
▽□：計画，▽■：実績

[illegible]

- ・ HCU 隔離手順の整備については 5 / 2 完了
- ・ 実用炉報告基準の運用に関し、 6 / 1 5 付けで省令改正があり、想定外の制御棒引き抜け等の事象について報告が求められた。NISA から内規の通知があり、連絡責任者に周知するとともに、各人に配布している資料を差し換えた。

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
・2号機については第4回定検においてCRD冷却水差圧「高」・「低」警報の分離完了。 ・1号機については、第27回定検において実施予定。 ・インターロックについては、内容検討中。 ・「3. HCU隔離手順の整備」は5/2完了。	（検証方法） 「3. HCU隔離手順の整備」 (1)「HCU隔離手順」（案）を保安運営委員会にて審議 (2)2号第14回定検にて当該手順に基づき隔離操作を実施し、CRがドリフトしないことを確認する （検証結果） (1)保安運営委員会にて審議(4/3, 4/25, 4/27) (2)2号機第14回定検でのHCU隔離時、当該手順により実施し、異常のないことを確認した。		